

平成 24 年 度

# 八代市議会総務委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 6 月定例会付託案件 ..... 2
- 1. 所管事務調査 ..... 4 6

---

平成 24 年 6 月 21 日（木曜日）

## 総務委員会会議録

平成24年6月21日 木曜日

午前10時01分開議

午後 4時05分開議（実時間265分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第61号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第1号(関係分)
1. 議案第63号・専決処分の報告及びその承認について
1. 議案第64号・専決処分の報告及びその承認について
1. 議案第66号・あらたに生じた土地の確認について
1. 議案第67号・町区域の変更について
1. 議案第69号・熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
1. 議案第68号・八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の一部改正について
1. 議案第73号・八代市印鑑条例の一部改正について
1. 議案第74号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 議案第72号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正について
1. 請願第3号・尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の提出方について
1. 陳情第2号・場外車券売り場の設置について
1. 陳情第4号・消費税率引き上げに反対する意見書の提出方について
1. 平成23年陳情第13号・競輪場外車券売り場南松江町内への誘致反対について
1. 平成23年陳情第14号・公認プールの整備について
1. 所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査  
(行政評価システムの導入について)  
(八代市地域防災計画の見直しについて)  
(地域要望制度について)
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

### ○本日の会議に出席した者

|      |        |
|------|--------|
| 委員長  | 亀田英雄君  |
| 副委員長 | 成松由紀夫君 |
| 委員   | 小藺純一君  |
| 委員   | 笹本サエ子君 |
| 委員   | 鈴木田幸一君 |
| 委員   | 友枝和明君  |
| 委員   | 野崎伸也君  |
| 委員   | 藤井次男君  |

※欠席委員 太江田 茂 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

橋本幸一君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 総務部長                    | 木本博明君  |
| 総務部次長                   | 山田忍君   |
| 市民税課長                   | 中村伸也君  |
| 資産税課長                   | 畑中房一君  |
| 財政課長                    | 岩本博文君  |
| 市民課長                    | 山中美紀代君 |
| 市民協働部長                  | 坂本正治君  |
| 市民協働部次長                 | 脇坂裕君   |
| 防災安全課長                  | 東坂宰君   |
| 防災安全課<br>交通安全防災係長       | 高田剛志君  |
| 市民活動支援課長兼<br>消費生活センター所長 | 辻本士誠君  |
| 商工観光部                   |        |
| 商工観光部次長                 | 宮村明彦君  |

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 重点港湾<br>八代港営業隊長      | 高 崎 正 君   |
| 企画戦略部長               | 永 原 辰 秋 君 |
| 広報広聴課長               | 上 田 真 二 君 |
| 行政改革課長               | 豊 本 昌 二 君 |
| 部局外                  |           |
| 議会事務局次長補佐<br>兼議事調査係長 | 嶋 田 和 博 君 |

---

○記録担当書記                      竹 岡 雅 治 君

(午前10時01分 開会)

○委員長（亀田英雄君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

---

◎議案第61号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（亀田英雄君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第61号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から歳入等及び歳出の第2款・総務費について説明願います。

○総務部長（木本博明君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

総務委員会に付託されました議案第61号・平成24年度一般会計予算・第1号の歳入及び歳出のうち、総務費につきまして総務部の山田次長が、消防費、それから教育費のうち市民協

働部関係分につきましては市民協働部の脇坂次長が、その後、また議案第63号の専決処分報告及びその承認についてを総務部の山田次長が説明しまして、その後、議案第64号、68号、69号、73号、74号につきましては、各関係課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務部の山田でございます。よろしくお願いいたします。では、座らせていただきまして、説明いたします。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○総務部次長（山田 忍君） それでは、こちらですね、別冊となっております議案第61号です。平成24年度八代市一般会計補正予算・第1号をお願いいたします。

当総務委員会付託分につきまして、説明をいたします。

まず、1ページをお願いします。

それでは、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ6億1010万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ518億2310万円といたしております。

次に、第2条で、地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページの表で説明をいたします。

それでは、めくっていただきまして、4ページをお願いします。

第2表・地方債補正は、今回の歳出補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。詳しい内容につきましては、後ほど11ページの歳入、款21・市債で説明をいたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明をいたします。

8ページをお願いします。

まず、款の10、項の1、目1、節1・地方交付税で7007万6000円を計上しておりますが、これが今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款12・分担金及び負担金、項の2・負担金、目2・民生費負担金、節2・児童福祉費負担金で7万3000円を計上しておりますが、これは、家庭内暴力等から逃れた者を一時的に保護する施設であります母子生活支援施設への入所期間中に、所得に応じて支払う入所者の負担金でございます。

次に、款14・国庫支出金、項の1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節2・児童福祉費負担金284万4000円を計上しております。

これは、新たな母子生活支援施設への入所に要する費用に対する国の負担金でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

款14・国庫支出金、項の2・国庫補助金、目4・農林水産業費国庫補助金、節2・農業費補助金で3596万5000円を計上しておりますが、農業体質強化基盤整備促進事業に対する国の補助金でございます。

内訳は、本市が実施をします農業用の用排水路施設の整備分としまして2400万円と、北部土地改良区が実施します客土事業分1196万5000円でございます。

また、同項、目5・商工費国庫補助金、節1・商工費補助金で1000万円を計上しておりますが、本年度、五家荘地域において、観光客の交通手段の確保のほか、地域住民の生活交通や生活物資、地場産品の輸送手段として利用できる新たな交通アクセスの構築を目指す五家荘地域複合型輸送システム構築事業に対し交付される過疎地域等自立活性化推進交付金でございます。

次に、款の15・県支出金、項の1・県負担

金、目1・民生費県負担金、節2・児童福祉費負担金で142万2000円を計上しておりますが、先ほど説明しました母子生活支援施設への入所に要する費用に対する県の負担金でございます。

次に、款15・県支出金、項の2・県補助金、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金で6100万3000円を計上しておりますが、病児・病後児保育事業の補助基準額増額に伴う県補助金の増額236万6000円と、民間のみずほ保育園が行います園舎改築事業に対する県の安心こども基金特別対策事業補助金5863万7000円でございます。

次に、10ページをお願いします。

同項、目4です。農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で3億5891万8000円を計上しておりますが、八代地域農業協同組合及び農事組合法人八協連の低コスト耐候性ハウスの導入に対する強い農業づくり交付金事業補助金でございます。

また、同項、同目、節3・水産業費補助金で245万円を計上しておりますが、漁業生産活動の向上と水産資源の回復・増大を目的に交付される水産資源回復・基盤整備交付金でございます。まして、本年度は、昨年の集中豪雨で被害の生じたアサリ漁場への放流用アサリを購入することとしております。

次に、款15・県支出金、項の3・委託金、目1・総務費委託金、節1・総務管理費委託金で44万9000円を計上しておりますが、法務省の地方委託事業を県から委託を受け実施するもので、本年度は、いっそDEフェスタの周知用チラシの作成などに要する経費に対する人権啓発活動委託事業委託金でございます。

次に、同項、目6・教育費委託金、節1・小学校費委託金で20万円を計上しておりますが、県の委託を受け、児童の学力向上に関する課題解決のため、アンケートなど調査研究を行

う確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業委託金でございます。

款19・項1、目1、節1・繰越金で50万円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございますが、本年3月に、柔道関係の経費として活用してほしいとの寄附を受けたものを財源としております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

款の20・諸収入、項の4、目5、節9・雑入で、2140万円を計上しております。

まず、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金1970万円でございますが、内訳は、水島町町内会のコミュニティーセンター建設に1340万円、南松江町内会のおみこし等の整備に250万円、岩奥神楽保存会の胴長太鼓等の整備に110万円、千丁西牟田下区自主防災会と日奈久塩南町自主防災会の防災資機材の購入に270万円となっております。

また、次の地域活性化センター助成事業助成金170万円は、二見わっしょいファームが行う農業体験など農村キッズなプロジェクトの取り組みに対するものでございます。

次に、款21、項の1・市債、目3・農林水産業債で1800万円を計上いたしておりますが、農業体質強化基盤整備促進事業により本市が実施します農業用排水路施設の整備費4800万円から、国庫補助金2400万円を除いた額の85%の起債でございます。済みません、75%の起債でございます。75%です。はい。

それでは、次です。同項、目6・教育費、節1・小学校債で、2680万円を計上いたしております。

これは、金剛小学校校舎の耐震化対策が耐震補強から改築へと変更されたことに伴い、必要となった地質調査や基本実施設計業務委託料2829万2000円の95%の起債でございます。

す。

以上、今回補正の歳入合計6億1010万円の説明といたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

12ページをお願いします。12ページです。

款の2・総務費、項の1・総務管理費、目5・企画費で、170万円を計上いたしております。

これは、財団法人地域活性化センターの採択を受け、補正するものでございまして、二見わっしょいファームが実施します子供たちの農業体験や農産物の加工、販売などの農村キッズなプロジェクトの経費に対し、助成を行うものでございます。なお、特定財源としまして、財団法人地域活性化センターの助成金が同額参ります。

次に、同項、目8・人権啓発費で44万9000円を計上いたしておりますが、法務省の人権啓発活動地方委託事業につきまして、県から市への再委託の申し入れを受け、補正するものでございます。

これは、八代みらいネットに実施を委託していますいっそDEフェスタの周知と内容充実を図るための開催周知チラシ作成や、講師依頼などに伴う委託料でございます。なお、特定財源としまして、県から委託金が同額参ります。

以上、平成24年度一般会計補正予算・第1号の歳入全体と歳出の総務費の説明といたします。

○市民協働部次長（脇坂 裕君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい。それでは、引き続き、市民協働部から歳出の第8款・消費費及び第9款・教育費について説明願います。

脇坂市民協働部次長。

○市民協働部次長（脇坂 裕君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と

呼ぶ者あり）市民協働部次長の脇坂です。よろしくお願ひいたします。座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

○委員長（亀田英雄君）　どうぞ。

○市民協働部次長（脇坂　裕君）　議案第61号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第1号のうち、第8款・消防費及び第9款・教育費の中で、市民協働部関係分につきまして、御説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書7ページをお願いいたします。

第8款・消防費歳出予算といたしまして、補正前の額19億9136万1000円に、今回の補正額270万円を加えまして、総額19億9406万1000円を計上いたしております。

それでは、歳出の内容につきまして、御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

款8・消防費、項1・消防費、目4・防災管理費で、節19・負担金補助及び交付金270万円の補正をお願いいたしております。補正後の金額は、5317万9000円となります。

内容としましては、説明欄に記載しておりますように、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金の決定がなされましたため、補助内示に伴い、補正のお願いをいたすものでございます。

今回、助成対象となりましたのは、千丁西牟田下区自主防災会110万円、日奈久塩南町自主防災会160万円でございます。両防災会とも、これまで災害時に必要となる防災資機材がなく、緊急事態等が発生した場合、個人所有の機材等を借用いたしまして活動することになり、災害対策活動に支障を来すことが予想をされております。そのため、今回の助成を受けまして、大規模災害に対応できるよう防災資機材の整備を進めてまいります。なお、日奈久塩南

町自主防災会におきましては、防災資機材の整備とともに、町内放送設備の整備もあわせて行われる予定でございます。

続きまして、教育費の関係分につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の16ページをお願いいたします。

款9・教育費、項7・社会教育費の目6・文化財保護費で、110万円の補正をお願いいたしております。補正後の金額は、1億3741万6000円となります。

特定財源といたしまして、先ほどの消防費と同様に、全額自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を充てております。

本事業も、助成事業の採択を受けまして実施するものでありまして、泉町の岩奥神楽保存会の太鼓、衣装等の整備を行うものでございます。岩奥神楽は、肥後神楽の流れをくみ、明治43年ごろ、甲佐町の神官により伝授、養成されたと伝えられております。現在、使用しております太鼓は神社のもので、非常に小さく、笛も練習用のものを本番で使用されております。また、神楽衣装も正式な肥後神楽のものではなく、これまで何度も整備を検討されましたが、予算の確保ができず現在に至っております。今回の助成を受けまして、太鼓、衣装等の整備を行うものでございます。

次に、第8項・社会体育費の目3・社会体育施設費で、節18・備品購入費50万円を計上いたしております。

これは、本年3月23日に、スポーツ振興に役立ててほしいと50万円の寄附をいただきました。寄附者の御意向をお伺いしますと、柔道に対する熱い思いをお持ちで、柔道競技に役立てていただければということから、現在、総合体育館備品にはございません柔道用タイマーを購入することとし、品目につきましても、寄附者の方からの同意を得ているところでございます。

今回、年度末の寄附で当初予算に計上できませんでしたので、補正予算としてお願いをいたすものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。それでは、以上の部分について、一括して質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（藤井次男君） 何もなかれぬば。

○委員長（亀田英雄君） はい、藤井委員。

○委員（藤井次男君） はい。14ページのですな、うんにゃ、15ページの自主防災組織育成助成事業、これは千丁と塩南って言いなつたが、ほかにはなかつですか。発生するおそれはありませんか。こういう状況になるところ。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、東坂課長。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）防災安全課の東坂でございます。

ただいまの質問でございますけれども、今回はこの2地区でございましたけれども、これは、先ほど説明がありましたように、助成をいただいているところでございまして、今年度につきましても、本市からは5地区の申請がなされておりました、採択が2地区だったということでございます。

ほかの地区につきましても、確かに必要かというふうには考えておりますけれども、こういう形、助成の採択を受けてという形になりますと、今回の場合は、熊本県全体で12団体申請されて、4団体が採択された、そのうち、2団体が八代市であったということでございまして、まだまだ採択数も少ないということもございまして、なかなかこの事業でですね、ほかの部分を進めていくというのは大変厳しいと思いますけれども、例年、昨年度も1カ所採択にな

っておりますので、こういう形で進めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

○委員（藤井次男君） はい、よかですよ。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

なければ、終わりますよ。（「うん、なか。よし」と呼ぶ者あり）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ないようですので、いいですか。

○委員（友枝和明君） ちょっと。

○委員長（亀田英雄君） なら、いいです。友枝さん、どうぞ。

○委員（友枝和明君） 10ページの農林水産業費県補助金、アサリの放流、これは各漁協には同じ価格で同じあれで配分というか、配分はいかが。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。アサリの配分につきましては、基本的に、漁協ですね、漁協で各支所ですか、漁協に各支所があるそうなんです、その12カ所に20万円というような配分です、240万配分をしまして、残りが市持ちといいますか、市の実験用ということで、5万円が市のほうで持つと、そういうことで、各漁協の支所単位に配分をするというふうなことであります。

○委員（友枝和明君） はい、わかりました。

○委員長（亀田英雄君） ようございますか。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決いたします。

議案第61号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

### ◎議案第63号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第63号・平成23年度八代市一般会計補正予算・第13号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） 引き続き、説明いたします。座らせていただきたいと思います。

それでは、こちらです。議案書のほうの1ページですね。この分厚い冊子のほうの、まず、1ページをお願いいたします。（「定例会議案1ページ」と呼ぶ者あり）はい、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第63号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成23年度八代市一般会計補正予算・第13号で、3月定例会後に、起債の調整や剰余金を積み立てる必要等から、平成24年3月30日に、緊急に専決処分を行ったものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

横向きに。これですね、その横向きでお願いいたします。5ページです。はい、横向きですね。

○委員長（亀田英雄君） 23年の13号。

○総務部次長（山田 忍君） はい。横向きですね。

○委員長（亀田英雄君） よかですよ。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ6億円を追加し、補正後の総額を557億5584万3000円といたしております。また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、この内容につきましては、7ページの表で説明をいたします。

それでは、7ページ、7ページをお願いいたします。

まず、第2表・繰越明許費補正でございますが、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費の林道施設災害復旧事業で、128万円の増額変更を行っております。

これは、林道菊池・人吉線災害復旧事業で追加工事が必要となり、事業費を増額することとなったため、繰越明許費の増額変更を行ったものでございます。

次です。第3表・地方債補正でございますが、地方交付税が当初見込みより大幅に確保できましたので、単に起債額をふやしては将来の財政負担となりますことから、地方交付税での措置割合が少ない事業の借り入れを取りやめるなど調整を図ったことに伴い、地方債のそれぞれの限度額の変更を行ったものでございます。

詳しい内容は、11ページの歳入、款21・市債で説明をいたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入から説明いたします。

11ページですね。11ページの歳入をお願い

いたします。

まず、款10、項1、目1、節1・地方交付税では、15億4750万円を増額補正しておりますが、この補正予算の一般財源でございます。地方交付税が当初見込みより大幅に確保でき、180億円に達しましたので、今回の補正を行ったものでございます。

次に、款の21、項の1・市債、目1・総務債、節1・総務管理債で、6億4930万円の減額補正をしております。

この臨時財政対策債は、地方一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債であり、また、後年度、起債償還額の100%が地方交付税で措置されますが、当初見込みより借り入れることができなくなったことなどにより、減額を行うものでございます。

同項、目2・衛生債、節1・生活環境債で、5130万円の増額補正をしております。

これは、平成23年度、24年度に実施しておりますが、清掃センター排ガス処理設備改修事業の起債の充当率が当初見込みの75%から90%に上がったことによるものでございます。（「90」と呼ぶ者あり）済みません。90%ですね。（「70が90」と呼ぶ者あり）75が90ですね。75が90です。はい。

同項、目3・農林水産業債、節1・農業債で、10万円の増額補正をしております。

これは、県営海岸保全事業・高潮対策の本市負担金の確定に伴うものでございます。

同項、目5・土木債、節1・道路橋梁債で、3億5270万円の減額補正をしております。これは、地方交付税措置のない市内一円道路整備事業の借り入れの一部を取りやめることとしたための減額でございます。また、同目、節2・河川債で310万円の増額補正をしております。これは、県河川海岸整備事業の本市負担金の確定に伴うものでございます。

以上が、今回補正の総額6億円の歳入の説明

でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

12ページの歳出をお願いいたします。

款12・諸支出金、項1・基金費、目3・市有施設整備基金費、節25・積立金で、6億円の増額補正をしております。

これは、平成23年度の決算収支で剰余金が見込まれましたことから、今後の環境センター建設等に多額の経費を要することが予想されますので、それらの財政負担軽減のために、積み立てを行ったものでございます。なお、6億円積み立て後の市有施設整備基金残高は、35億円となりました。

以上、専決処分いたしました平成23年度八代市一般会計補正予算・第13号の説明といたします。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いいたします。（「言えば切りがない」と呼ぶ者あり）

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、済みません。

11ページ、市債の関係でちょっと聞き逃したかもしれぬとですけど。総務費のところで、総務管理費のところですよ。当初予定しとったとが何か借りられぬごつなつたけんがちゅうこつで、こっちに回しますという話ばされたと思うとですけど。ちょっと詳しくもう一回、そこばお願いしたいんですけど。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） 総務債であります臨時財政対策債というのは、先ほど申しました地方の一般財源の不足分を補う特例に、赤字分をですね、その不足する分を、市債を発行して補っていいよというようなことでございます。

それで、その額というのは、計算、国が示し

た計算式がありまして、その計算式というのが、当初27億を予定をしておったんですが、その計算で得られる数字というのが大幅に、3億近く減ってまいりました。いわゆる発行してもいいという額ですね。それが八代市にとって幾らまで借金をしていいですよという額が、当初の27億円よりも3億、約3億円減ったということが1つです。

それから、もう一つにつきましては、もう一つ考えられますのは、今回の23年度の決算の収支、余剰金、剰余金というのが見込めるということで、こちらの起債にですね、つきましては、借入れのほうを取りやめて、将来の負担をですね、少しでも軽減しようということで、借入れを取りやめた額、合わせまして6億5000万近くということです。（「全くわからぬ」と呼ぶ者あり）

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。あんま、わからぬかったですけど。

何かそう計算式のあつとばってんが、それが最終、何で違うとですか。3億も違うとですか、計算してからようわからぬとばってん、そこが。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。こちらのほうは、予算の編成をする際にはですね。計算式というのは出ておりませんですね、その金額を出すに、当初予算を編成する際に当たりましては、前年との対比ですね、比率だけで計算をやって、これぐらいは来るではなかろうかというところで、あくまで推計での措置なんですけど、予算をつくる時ですね、当初予算を。ところが、実際、その後にこういった計算式で、これはここの数字を当てはめていくということになれば、そこでの見込み違いといいますか、

出てきたということですね。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。たまたま、今回、交付税がですたい、算定額より何か多かったちゅうことで、こっちに回されたちゅう話なんすけれども。もし、それが仮になかった場合というとは、これはどやんふうにしとんかったっすか。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。基本的に予算の編成と、当初予算をですね、編成する場合には、はっきり申し上げて、少しですね、今回の交付税じゃないんですが、少し、ある程度ですね、予備的なところもですね、懐もちよつと持つといて予算を組まなければですね、そういった事態が万が一発生してきたときにはどうもなりませんもんですから。きちきち組むということじゃなくて、少しはですね、含みを持たせて予算を編成するというようなことになりましますですね、そういったことが、赤字が発生するような事態は絶対ないようなですね、ところで、当初予算を編成しているということをお含みおきいただければと思います。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。お含みおきしたいというふうに思いますけど。

小菌さんがですね、一般質問でいろいろされて、大分説明してもらったと思うんですけど、何て言えばよかつかな。（発言する者あり）何かこう、私たち議員とすればですよ、やっぱ、決算でも何でも、審査ちゅうか、目を通して、やっぱ議決せぬばんちゅうかですね、せぬばんとがあつとばってん、何かこう慣例的にそういうことがずっとやられてきたちゅうか、それが当たり前のように、こうですね、含みを持つてからやっていくとか、最終的に決算と金額が合わぬごてなるというか。自分たちが聞いとる額とですよ。それが、何かだまされとるよう

な感じがしてですね、どうも腑に落ちぬところがあつとばってんが、何か、何となく理解できそうできないちゅうか、何かこうあれがあるとばってんですね。

今後、小菌議員も言われたように、市有施設のほうに今回入れたちゅうのがあるとばってんが、やっぱ、毎年最初からですよ、こんだけ入れようごたっちゅうとば示してもらっとけば、ちょっとすっきりはすつとかなって思うとばってんですね。そういうところも、大分言うとなっけんが、あんまり言うこともないんですが、そういったところも含みおきいただければと思います。

○委員（小菌純一君） ちょっとよかですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、小菌委員。

○委員（小菌純一君） よかですか。（委員野崎信也君「はい」と呼ぶ）

いっちょだけ教えてくださいね。

財政見通しをどう立てていくのかというのが、やっぱり最初の予算の編成の中で一番大事なことだと。15億、逆に言うと、補正が15億出てくるということ自身は、どぎゃん辛抱したっちゃ何したっちゃたい、多分、地方交付税で180億に達したということ自身は、あたたちが予期せぬ出来事だったかもしれぬとたいな。

これは、今度は180億をベースにして、今度は来年度予算を編成するってなってくると、今度は、逆に言うと、そこまでたどり着かぬかもしれぬ。そういうところの見通しというのをまず説明しないと、残った、残ったって、努力したけん残ったというごた物の言い方すると、努力せぬだったけん残ったというふうにとられても、別に何にもおかしくない。

だから、要は、その6億、清掃センター、将来のために、6億残せたんですよという説明は何か空虚に聞こゆつとたいな。

前々年度は、7億5000万残した。前年度

は、3億残した。ことしは、なら6億残した。いっちょん一貫性のなかたい。俺に言わせたら、6億ずつ毎年残していって、5年間して30億ためますよという、ここまでは30億ためなければ、自主財源の基礎ができぬということならばたい、みんな我慢すつとだろつとばってんたい。そこば、ほんなことは言いたかつたいな。

7億5000万残して、次の年は3億で、その次の年は6億って、市有施設整備基金に残しておりますなんて言うたっちゃ、何かそのまばらな金の出し方はって。そういうことが、財政を、この八代市財政をたい、つかさどる人たちが言う言葉じゃなかろうとおれは思う。

補正予算で、多分、地方交付税がここまで伸びるとはたい、予期しなかつたというなら、それはそれでいいと思うんですよ。予期できなかったことは、あなたたちが、逆に言うと計算式がたい、足りなか部分があつたかもしれぬ。毎年、そこがずれるということは、何か、あたたちの予算編成の認識と国が思っている、いわゆる地方交付税や特別交付税とか来る、国から来る金の考え方の間にそこがある。そういうことが、私は非常に心配するわけですよ。

だから、毎年6億もここに入れにゃいかぬ。もっと言うならば、15億のたい、財政見通しの中で、当初予算から165億ぐらいの金が15億もつけさせられるというのは、私は、財源上おかしいと思つてしよんなかつたいな。そのあたりは、あたたちの腕だろうと思う。財政としての腕だろうと思う。

なぜかという、何千万、例えば、2億3000万我慢したけん、やつとこげしこ残りましてという話なら、みんなたい、よう頑張つたないつて言うばってん、何もせぬだったっちゃ6億残りましてと言うなら、何かつて、それは何かつていうのが、わしどんが素人のですよ、市民側の感覚なんです。そこを理解してくれとい

うのを一般質問でも言うつもりだ。

そのかわり、専決ですから、あなたたちが言うとおりに承認をするための議題ですから、それはもう承諾するとして、そのくらいにとめておきます。本当に、しかし、そこは真剣に考えよう。お願いします。

○委員長（亀田英雄君） 質疑ですから、山田次長、一言コメントをいただければ。

はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。当初予算を編成する際につきましては、その後の突発的なですね、事態に対応するため、ある程度予備費的な経費をいうのは、これはもうぜひとも持つべき予算、含み的なですね、金額も持つというのは、絶対必要なことかとは思っております。ただ、今、委員さんのほうからですね、御指摘のありましたようにですね、きちんとした、今まで、国のほうが三位一体改革等で、地方交付税が下がってきてたという事実がありましたものですから、そこをちょっと私どものほうは、そこを余りにも考え過ぎましてですね、今後、交付税がどうなるかということにちょっと心配もありましたものですから、かた目、かた目ということでですね、予算を編成してきたというような事実がございます。

ただ、きちっとしたいろんな歳入ですね、見積もりにつきまして、今後もですね、きちっとした把握をしましてですね、精いっぱいやっていきたいというふうに思っております。

以上です。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。

質問なんですけど、今回、この専決です、6億という話なんですけれども、単純に、普通に、一般市民の方——私も素人なんです——

考え方から少し質問させてもらおうとですけど。こんだけ金の余ったということになれば、よければです、こやん経済状況の悪か中で、何か事業ば起こしてかっです、何かこう、広く、例えば、いろんな建設だったり、土木だったりということにいっぱい振り分けてです、何かそういったものに使えぬだったろうかって。そやんとあれば、少しでもですよ、倒産するところの少のうならせぬかと思うところがあつとばつてんが、何か事業ば興したりという話とかはできないわけなんですか。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。難しい質問なんです、先ほどもですね、——来申し上げてますように、当初予算を編成するときは、まだ不透明と。で、こういったのが出てきますのは、年明けぎりぎりですね、——のところで出てきますものですから、その時点で新たに事業を追加というのは、通常はですね、行っておりません。

国の補助事業の絡みとかは別なんです、通常、市の単独ではそういったことで、年度末ぎりぎり、そういった土木工事の追加の工事というようなことはしておりません、あくまで、そういった工事費につきましては、年度当初予算の編成時にこれぐらいの枠を定めてですね、計画をしていくということで、整理をしていくということで。決して、この6億円というのは、今後のですね、歳入について不透明な、今後の不透明な中であつてはですね、決して大きな額ではなくてですね、それこそ、1年で吹っ飛ぶようなお金かもしれないというような不安もございます。その合併特例措置がなくなった後のですね、ことを想定して、今、使えというような話ですが、今はそれはためておくというような考えでですね、5年後、10年後のために、少しでも蓄えをしとったほうがいいので

はないかということですね、今、やってるということですよ。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。その10年後、15年後のための蓄えちゅう話なんですけど、今、今ば乗り切らぬばあかぬとかいう企業もですたい、あつて思うとですよ、やっぱ今の状況で。で、6億円、こやん余ったけん、積み立てらしたっていう話ばしたときに、何かって、何でそやんとあつたら事業ばしてくれぬとかいって、回してくれぬとかいってという話は絶対起こつと思うですよ。そんだけ、やっぱ厳しかところのあると思うとですよ。

で、今までしてこぬだったけんちゅう話なんですけど、例えばですよ、こやんやって毎年毎年余つていうのがもう慣例でわかつとつてであればですよ、庁内の中でも、そやんとば余ったときはこやん事業ばしようやって、単独でもよかけん、しようやっていうとば、つらつらつて並べとつて話し合つとくつていうのも一つの手じゃなからうかと思うとですよ。こやん景気の悪かときにですたい、市内の業者ば使つてからやってやろうかつて、そやんともあつてよかつつじゃなからうかつて思うとばつてん、どやんでしょう。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。そういうのも、今をとということですね、今に対する対応ということでのお話かと思ひますけども、新市が合併をしまして、投資的といいますか、建設的な経費に充てるという額を、当時、60億円ということで設定をしとつたんですけども、それよりも、今の現在では、はるかにそれよりも何十%と上回るですね、投資的経費の額を確保しておりますので、私どものサイドとしては、それでですね、ある程度一定の額は、合併時の約束よりも何割にも増して確保してるので、ある程度確保できておるんじゃないかとい

うような判断でですね、今のような体制をとっているということでございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 投資的経費のほうが当初予想より上回つてやってますよという話なんですけど、現実はまだ厳しかじゃないですか、今の八代市内の状況つていうとは。倒産しとるところも結構あるつていうとのあるけんが。そやんところを見れば、やっぱ私が言うように、まずは、そやんとば考えとくだけちゅうともよかつ話かなつて思うとですよ。余ったけん、じゃ、6億全部ちゅう話じゃなくても、半分でも使おうかつて、じゃ、半分ば積み立てようかつて話でもしていただくつていうか、そういうのを考えていただくようにですね、やつてもらいたいなつて思うとばつてんですね。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。今、委員さんのほうから受けとめまして、今後のですね、参考とさせていただきますというふうに思つてます。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、小藺委員。

○委員（小藺純一君） 今の話の続き。

もしですね、そういうことを本気になったら、何でもできると思うんですよ。麻生内閣のときに、3月に、次年度の予算に繰り越してもいいように、3月に補正予算を大規模に出したことがありましたね。あのときは、市はどうしたかつていうと、県がこういうことを出せ、こういうことを出せつて、どんどんどんどん命令が来て、出さないと、出さないと、国が金を出すんだから早くせろと。だから、結局、前倒し、前倒し、前倒しつていう形で、次年度の予算を全部3月に持つてきた。だから、次年度には、今度は、その次の年の予算を持つてこざるを得ないもんだから、公共事業がなくなつてし

まったというような状況が生まれたですね。

あれを考えると、基本的には、常に次年度予算は、役所は要求するための準備をしてるはずですから、私は、もう少し上手に使ったほうがいいという。ただ単に、1月のですね、1月の末にはもう基本的には、6億円の見通し、めどはもうついてるんですよ。しかし、3月30日の専決処分の形にしないかというのが今までの慣例で、5月の出納閉鎖に合わせてそういうことをするっていうだけの間延びだけの予算の編成の仕方をするから、ここでコンパクトに、ここで何か一つそれを使って何かをやるとか何とか言ったら、私はやっぱり、八代市は市民のことを考えて、1年中仕事をやるんだなというふうに受けとめられるんじゃないかなというのを本当は言いたいんですよ。

そのぐらいのことは、いっちょ考えてください。でないと、各担当事業課は、いっぱい持ってますよ、仕事は。予算がつかないというだけの話。そういう言い方しますから、予算はつけるからどんどんやれっていうのを、先に、逆に言って、いっそで絞り込んで、絞ったのは次年度に残しとく。しかし、こういう形で、いわゆる地方交付税の今の優遇措置がある間に、もしそういう余裕が、見通しが立ったらば、やろうじゃないか、3月補正でもと言って、繰越明許をたい、ばんばん出したって私はよかと思えますよ。というようなことをね、ダイナミックにやってほしいというのが、基本的な一般質問した気持ちなんです。

だから、そこはわかって、7億5000万、3億、6億とか、何かつけ足したごたる仕事をせぬで、本当に実のある仕事をしていただきたいなということをお願いしておきます。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 意見に入っとるようですが、質疑は切っていいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。では、以上で質疑を終了します。

そのほかに、意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 全く私も小菌議員と同じ意見でしたので。この前、一般質問の中でも言っておりましたが、インフレ対策ちゅうととデフレ対策ちゅうとは全く違うんですよ。それで、もう少し経済ば勉強していただいからですね、予算にそれば反映してほしいなというところがあつとですよ。

今、デフレスパイラルちゅう形がとれておりますので。全国そうなんです。だから、インフレ対策じゃなくて、デフレ対策はどういうものかちゅうとばですね、もう少し勉強していただくなればですね、八代市内でも倒産する会社が非常に少なくなるなちゅうとを感じております。これについては、本当に真剣に考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第63号・平成23年度八代市一般会計補正予算・第13号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手全員と認め、本案は承認されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

はい、御苦労さんでした。

---

◎議案第64号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第64号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○市民税課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 中村市民税課長。

○市民税課長（中村伸也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民税課の中村です。よろしくお願いします。

専決処分の報告及びその承認について御説明いたします。座って説明いたします。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○市民税課長（中村伸也君） 議案書の15ページをお願いします。

議案第64号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める必要があることから、提案するものでございます。

次の16ページに専決第2号・専決処分書、17ページから21ページまでは改正条文が記載されておりますけれども、説明のほうは、お手元に配付してあるかと思っておりますけれども、A4の右上に議案第64号関係資料という資料に基づいて説明したいと思っております。

○委員長（亀田英雄君） よかですか。

○市民税課長（中村伸也君） よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

専決の理由でございますけれども、地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されまして、平成24年4月1日からの施行となりますことから、八代市市税条例においても必要な改正を行いまして、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、市民税に関するものは私のほうで、資産税に関するものは畑中

資産税課長より御説明いたします。

まず、1番目の（1）市税条例第36条の2第1項の改正でございますけれども、これまで、年金所得者が年金以外の所得を有しない場合、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合は、申告書の提出が必要でございましたけれども、これから、申告手続の簡素化という観点から、申告が不要となったものでございます。これは、平成26年4月1日からの施行となります。

次の（2）（3）につきましては、東日本大震災で被災された方々の税法上の負担軽減のための特例でございますけれども、まず、（2）東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例。これは、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その家屋の敷地を譲渡した場合、居住用財産の買いかえの特例、3000万円の控除とか、税率の軽減とかでございますけれども、——を受けられますけれども、その譲渡期限をこれまで震災のあった日から3年となっておりましたけれども、7年に延長するものでございます。これは、ことしの4月1日からの施行となります。

次の（3）東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例。通常、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除ですけれども、控除の適用を受けるためには、それぞれ各年の12月31日まで、引き続き居住していることが条件となっておりますけれども、今回の震災により、居住用家屋がなくなった場合でも、特例として、残っている住宅ローンの対象期間についても控除の対象になるということです。

以上、内容でございますけれども、23条の条文中に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律という条文中にございましたけれども、この法律が震災特例法という法律に改められたことによりまして、

所要の調整をいたしております。

以上で、市民税関係の説明を終わります。

○資産税課長（畑中房一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、畑中資産税課長。

○資産税課長（畑中房一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）資産税課の畑中です。

条例の一部改正、資産税課分について説明を申し上げます。座ってからの御説明をお許しいただきたいと思います。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○資産税課長（畑中房一君） それでは、引き続き、総務委員会資料に基づきまして、説明を申し上げます。

資料1 ページ下段です。

2、資産税に関するもの。（1）地方税法等の条項削除に伴います改正でございます。

八代市市税条例第54条第7項及び附則第11条については、条文中の地方税法が一部削除されたことにより、引用条文のずれを修正するものでございます。また、附則第10条の3につきましては、条項の追加により、2から3へ繰り下げられたものです。いずれも、条文内容に変更はございません。

続きまして、2ページをお願いします。

（2）償却資産の課税標準の特例割合についてでございます。

下水道除害施設の課税標準の特例割合については、これまでは、地方税法で一律4分の3と定められておりました。今回の法改正に伴い、3分の2から6分の5の範囲内で市町村の条例で定めることとされたことによりまして、この割合を4分の3と定めるものでございます。本市に該当する下水道除害施設がないことから、改正前と同じく、4分の3と定めたものでございます。

続きまして、（3）土地の負担調整措置等の

3年間延長に伴う改正でございます。

附則第11条の2、附則第12条、附則第13条は、地価の下落時における価格の修正特例及び宅地と農地の負担調整の特例を3年間延長するものでございます。これは、3年に1度、評価がえが行われます。平成24年度が基準年度となることに伴いまして、条見出し及び条文中の年度を改正するものでございまして、改正前の年度にそれぞれ3年を足したのが、改正後の年度となっております。

引き続きまして、（4）特別土地保有税の課税標準の特例でございます。

附則第15条の改正についても、3年間延長するものでございます。特別土地保有税は、平成15年度からは新規課税が停止されており、現在、本市に特別土地保有税が課税されているところはございませんが、税法上では、市町村が課することができる税目としてまだ存していることから、改正するものでございます。

次に、（5）附則第21条の2の規定を追加するものでございます。

改正内容としましては、旧民法第34条の社団法人や財団法人から移行し、非営利型の一般社団法人や一般財団法人に該当する法人等が設置する幼稚園、図書館、博物館について、非課税の特例を受けようとする者がすべき申告の提出書類の規定を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げました資産税に関する一部改正につきましては、全て、平成24年4月1日から施行となります。

これで、資産税課関係分の説明を終わらせていただきます。

御審議方、よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） ありがとうございます。

以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いいたします。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第64号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手全員と認め、本案は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

はい、御苦労さまでした。

---

◎議案第66号・あらたに生じた土地の確認について

◎議案第67号・町区域の変更について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第66号・あらたに生じた土地の確認について及び議案第67号・町区域の変更についての2件については、関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については、それぞれ個別に行いたいと思います。

それでは、本2件について、一括して説明を求めます。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。宮村でございます。お世話になります。

今、委員長のほうから御説明といたしますが、進行についてお話がありましており、議案第66号と議案第67号、関連がありますので、一括して、重点港湾八代港営業隊長、高崎から説明させますので、よろしくお願いいたします。

す。

○委員長（亀田英雄君） はい、高崎重点港湾八代港営業隊長。

○重点港湾八代港営業隊長（高崎 正君） はい。皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）重点港湾八代港営業隊長の高崎でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。済みませんが、座って説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○重点港湾八代港営業隊長（高崎 正君） それでは、議案第66号及び議案第67号につきましては、関連がございますので、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第66号・あらたに生じた土地の確認についてでございます。

提案理由にも記述しておりますように、八代市の区域内に、公有水面の埋立てによりまして、新たに土地が生じております。地方自治法第9条の5第1項の規定によりまして、市町村長は、議会の議決を経てその旨を確認するものとなっておりますことから、今回、議会に提案いたしますものでございます。

場所につきましては、次ページ及び議案第66号資料をごらんいただきたいと思います。

こちらのほうにございますけれども、この位置図のところで線が1本しか引いてなくて、わかりにくかったということでございまして、66号資料のほうを別途添付させていただいておりますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。

はい。（「ちょっと待って。この資料は。場所の書いてある資料は」と呼ぶ者あり）議案の後ろにあるこの資料ですけど。（「28ページです」と呼ぶ者あり）28ページです。

○委員長（亀田英雄君） ようございますか。28ページです。（「これにあつと」と呼ぶ者あり）いやいや、議案書、議案書。（「これの

ね。失礼しました」「ああ、はい、はい」と呼ぶ者あり)

○重点港湾八代港営業隊長(高崎 正君) はい。当該埋立地部分につきましては、八代港内港地区の南側に位置しております八代市港町306番地地先の公有水面埋立地でございます。県が事業主体となって進めてまいりました小型船舶だまりの整備に伴いまして、埠頭用地、——これは荷物の積みおろしをする区域になりますけれども、埠頭用地2362.60平方メートルを整備されたものでございます。

なお、参考までに、竣工年月日につきましては、平成24年3月27日となっております。

続きまして、次のページでございます。

議案第67号・町区域の変更についてでございますが、これは、新たに土地が生じた場合に、町の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、市町村長は議会の議決を経る必要があることから、今回、議会に提案いたしますものでございます。

なお、ただいま御説明申し上げました新たな土地につきましては、八代市港町へ編入するものでございます。

以上、説明といたします。よろしく願い申し上げます。

○委員長(亀田英雄君) 説明が終わりました。

以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。ようございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(亀田英雄君) 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(亀田英雄君) なければ、これより採決します。

議案第66号・あらたに生じた土地の確認については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(亀田英雄君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、「(「ありがとうございます。あっ、もう一つ」と呼ぶ者あり) 自分で2つって。

(「失礼しました。済みません」と呼ぶ者あり) ちょっとお座りくださいませ。

○委員長(亀田英雄君) 次に、議案第67号・町区域の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(亀田英雄君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

はい、お疲れさんでした。

---

◎議案第69号・熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○委員長(亀田英雄君) 次に、議案第69号・熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○財政課長(岩本博文君) 委員長。

○委員長(亀田英雄君) はい、岩本財政課長。

○財政課長(岩本博文君) はい。おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財政課の岩本でございます。座って説明をさせていただきます。

○委員長(亀田英雄君) どうぞ。

○財政課長(岩本博文君) それでは、議案書の33ページをお開きいただきますでしょうか。

議案第69号・熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についての専決処分の報告という……(「68じゃなかった」「69号」と呼ぶ

者あり）一部変更についてでございます。  
（「順番の飛んどうよ」「６８じゃなかったか」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 変わります。６９号です。（「６９号です」と呼ぶ者あり）

○財政課長（岩本博文君） 議案第６９号、ページ、３３ページです。

○委員長（亀田英雄君） 順番変えとりますから。（「運営上」と呼ぶ者あり）

○財政課長（岩本博文君） 熊本市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。

内容につきましては、次の３４ページをごらんいただけますでしょうか。

この規約の第４条中の一部変更でございまして、熊本市の次に東区を加えるということで、平成２４年４月１日、熊本市の政令指定都市移行によります行政区の設置に伴いまして、この熊本市町村総合事務組合の事務所の所在地名に東区が加わりました。このため、規約の一部を変更するものでございます。

議案書とは別に、参考資料といたしまして、議案第６９号関係資料、新旧対照表もあわせて配付いたしておりますので、それをごらんいただければ、よりわかりやすいかと思えます。

具体的に申し上げますならば、今まで熊本市健軍という住所が、熊本市東区健軍というような表現になっております。

なお、この規約につきましては、組合を組織する市町村や一部事務組合等の協議が調った日から施行し、変更後の規定は平成２４年４月１日から適用するといたしております。

以上をもちまして説明を終わります。

○委員長（亀田英雄君） はい。説明が終わりました。

以上の分について質疑を行います。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第６９号・熊本市町村総合事務組合規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

お疲れさまでした。

---

#### ◎議案第６８号・八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の一部改正について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第６８号・八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（山中美紀代君） 市民課の山中でございます。よろしくお願いいたします。（「お世話になります」と呼ぶ者あり）。座りまして、説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい。山中さん、よろしくです。発言されるときは、挙手をしてから、発言されてください。

○市民課長（山中美紀代君） わかりました。済みません、初めてなものですから、多少緊張しております。

○委員長（亀田英雄君） はい。よろしくですね。

○市民課長（山中美紀代君） はい。

それでは、議案書の３１ページの議案第６８号でございます。

八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の

指定の一部改正についてでございます。

現在、八代市では、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律の規定に基づきまして、住民票、戸籍謄本等の証明書交付事務を、坂本町の上松郵便局、百済来郵便局、泉町の五家荘郵便局の3局を指定して事務を行っております。

平成21年7月、国会において、外国人の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える住民基本台帳の一部を改正する法律、いわゆる住基改正法及び外国人登録法が廃止されることになる出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律、いわゆる入管法等改正法でございますが、平成24年7月9日から施行されることに伴いまして、郵便局取扱法も一部改正し、施行されます。

今回、取り扱い事務について変更が生じるため、改めて郵便局株式会社と協定の変更を行わなければなりませんので、今回御提案させていただきます。

主な改正についてですが、資料としてお配りしております八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の一部改正についての新旧対象表のほうをごらんください。

外国人登録法が廃止されることにより、外国人登録法に基づく登録原票の写しや登録原票記載事項証明書の交付事務がなくなりますので、事務の範囲のところの第2条の3号、登録原票の写しまたは登録原票記載事項証明書の交付の請求の受け付け及び当該請求に係る登録原票の写し等の引き渡しの部分を削除しております。

3を削除しましたので、事務の範囲の1号から6号までが、1号から5号までになっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御

審議、よろしく申し上げます。

○委員長（亀田英雄君） はい。御苦労さまでした。

以上の分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第68号・八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の一部改正については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（市民課長山中美紀代君「ありがとうございました」と呼ぶ）

---

### ◎議案第73号・八代市印鑑条例の一部改正について

○委員長（亀田英雄君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第73号・八代市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（山中美紀代君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、山中市民課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。引き続き、説明させていただきます。

議案書41ページ、議案第73号・八代市印鑑条例の一部改正についてでございます。

現在、八代市では、印鑑登録証明事務処理要領に基づきまして印鑑登録業務を行っておりますが、議案第68号でも述べましたとおり、住基改正法及び入管法等改正法が平成24年7月9日から施行されることに伴い、印鑑登録証明

事務処理要領の一部も改正し、施行されます。  
今回、改正された印鑑登録事務処理要領に準じ、八代市印鑑条例も改正するものです。

主な改正についてですが、外国人登録法が廃止になりますので、外国人登録法の引用箇所の削除及び用語の整理及び住民基本台帳施行規則の改正により、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例として、通称の記載ができることになります。

そこで、正式な氏名とは別に、日本での社会生活で日常使用している通称を用いた印鑑の登録及び取り扱いについて改正を行っております。

内容について御説明します。

その前に、新旧対照表の、八代市印鑑条例の一部改正についての新旧対照表の2ページ目をご覧ください。

2ページ目の上から5行目なのですが、そこにちょっと、規定する、規定するという、ちょっとダブらせて言葉が書いてありますので、どちらか1カ所を削除お願いします。（発言する者あり）上から、はい。

それでは、説明をいたします。

新旧対照表の、まず1ページのほうをご覧ください。

第2条第1項第2号の、外国人登録法に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者、を削除し、同項に規定される号が1号のみとなるため、本文中で、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者とする、と改正しております。

次に、第4条第3項第1号の、若しくは、の部分、又は、に変更し、外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録証明書、の部分、を削除しております。

次に、第5条第2項第1号では、住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名若しくは通称、第30条の——済みません——通称又は氏

名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの、と改正しております。

次に、2ページになります。

第5条第2項第2号では、又は通称、の文言を追加しております。

第5条第3項では、市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる、としております。

第6条第1項第3号では、氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）、を追加し、第8号で、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記、の部分を追加しております。

それから、第13条第1項第1号では、氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）、を追加し、第5号で、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記、の部分を追加しております。

次に、3ページになります。

第18条第1項第3号では、氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名を含む。）、を追加し、第4号では、外国人住民である者が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国政を取得した場合を除く。）、を追加し、現行の4号を第5号に変更しております。

第18条第3項では、第1項第3号及び第4号を第1項第3号及び第5号としております。

以上で説明を終わります。

御審議よろしく申し上げます。

○委員長（亀田英雄君） はい。

以上の部分について質疑を行います。

質疑をお願いいたします。

○委員（小菌純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、小菌委員。

○委員（小菌純一君） 簡単に言えば、どぎゃんだったとですか。（「ほんなこつ、簡単に言えば」と呼ぶ者あり）

○市民課長（山中美紀代君） あのですね…。

○委員長（亀田英雄君） はい、山中市民課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。失礼しました。

今まで、外国人の方も印鑑登録はしておられたんですが、今度から、通称名というのが、住民票、——仮住民票ができて、その仮住民票には、通称名という通常日本で普通に使っておられる名前というのもありますので、外国の方が日本名とかを通称として使っておられる場合もありますので、そういった方が、その通称名をもって印鑑登録ができるようになったということです。

○委員（小菌純一君） 例えば……。

○委員長（亀田英雄君） はい、小菌委員。

○委員（小菌純一君） 例えば、ボクサンジンなんていうやつが名前を日本語であらわしたら、日本語の名前で印鑑証明ができるということですか。（市民課長山中美紀代君「そうです」と呼ぶ）

そうすると、誰が誰かわからぬごつしなったいな。例えば、ボクサンジンこと小菌純一はというようなことになってくることですかね。よう意味がわからぬ。わからぬけん聞きよった

い。

○委員長（亀田英雄君） 山中市民課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。まず最初に、仮住民票というのができますので、その仮住民票の中には、正式なその方の実際の名前と、備考欄にその通称名というのが出てきますので、印鑑証明の場合も、通称名で登録しても、そういう括弧書きじゃないんですが、本名というのもあるので、誰が誰かわからなくなるということはないと思います。（委員小菌純一君「わからぬごとならぬならよかたいな。はい、わかりました。いいです、いいです」と呼ぶ）

○委員（成松由紀夫君） 委員長、よかですか、関連で。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） それは、わからなくなることはないと言い切って大丈夫ですか、それは。ちゃんと控えの本名っちゅうのはやっぱあるんですかね。

だって、例えばですよ、いろんな外国人の犯罪集団も含めてですけども、非常に今巧妙になつとるところがありますよね、警察から事情ばたまに聞くときに。それで、100%本人の確認が、小菌議員が言いなごつですよ、通称でそういうのが出て証明がとれよというふうになると、その証明が何らかの形でひとり歩きして行って、犯罪につながる可能性は100%ないとは言いきれないでしょう。どうですか。

○市民課長（山中美紀代君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山中課長。

○市民課長（山中美紀代君） 日本人の場合も、犯罪というのは100%なくなるということはいきれないので、そういうことも可能性としてはあると思いますが。印鑑をまず登録する際に、本人の確認などを、今度は在留カードというのを一人一人持っておられることになる

んですが、そういう写真つきのカードなので、確認した上で、まず登録というのを厳しくチェックした上でしますので……。(委員成松由紀夫君「その後の段階ということですね」と呼ぶ)そうですね。証明書をとるときは、日本人の場合も多分同じかとは思いますが。(委員成松由紀夫君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○委員(小藺純一君) はい。

○委員長(亀田英雄君) はい、小藺委員。

○委員(小藺純一君) 在日外国人にとっては厳しい措置なんでしょうか、非常に社会的に評価される措置なんでしょうか、どうですか、見とられて。

例えば、非常にほら、外国人ということで非常に不利益をこうむるとか、いろんなことがやっばりありますね。だから、そういうことをなくすためなのか、それとも、外国人ということ、日本人とのやっばり違いというのをはっきり、国家が規制としてですたい、知ろうとしてるのか、そのあたりの問題です。

印鑑登録なんていうのは、外国人に印鑑登録、私は必要ないと思うとったら、通称でもよいかとか何とかって、それはよかことだろうか悪かことだろうかわからぬわけですたい。だから、そやん意味ですよ。

○委員長(亀田英雄君) 説明できますか。

山中課長。

○市民課長(山中美紀代君) はい。印鑑登録は、要するに住基法の改正であるんですが、まずは外国人住民に住民票を発行するということに関連して印鑑証明の問題が出てきたものですから、外国人住民の方に、印鑑——済みません、住民票を発行するというのは、今まで住民票自体がなかったもので、そういった点においては、同じ家族で、例えば、日本人の方の奥さんが仮に中国人であったとして、子供さんは日本人の国籍を持っているという場合に、住民票をとられても、奥さんだけは住民票に載ってこな

いというようなことがありましたので、そういった点では、家族が全部、今度は住民票に載るということで、外国人の方の利便性というかですね、そういう面では、いいことかなと。(委員小藺純一君「そういう意味で。はい、わかりました」と呼ぶ)

○委員長(亀田英雄君) はい、いいですか。

○委員(小藺純一君) よかです。わかりました。

○委員長(亀田英雄君) 理解いただけましたか。

○委員(小藺純一君) はい。

○委員長(亀田英雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(亀田英雄君) では、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(亀田英雄君) なければ、これより採決します。

議案第73号・八代市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(亀田英雄君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

長時間にわたりますので、しばらく休憩いたします。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時37分 開議)

◎議案第74号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長(亀田英雄君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第74号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（山中美紀代君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山中市民課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。

引き続きまして、議案書の第４５ページです。

議案第７４号・八代市手数料条例の一部改正についてでございます。

改正理由は、先ほどから再三申し上げておりますとおり、住基改正法により外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象とされたため、八代市手数料条例を改正するものです。

内容については、資料としてお配りしております新旧対照表をごらんください。

第２条第１項第３３号で、外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付手数料（１通につき）３００円、についてを削除しております。

第４条第１項第３号中、戸籍の記載事項証明者又は外国人登録原票記載事項証明書、の部分、又は戸籍の記載事項証明書、と改正しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひします。

○委員長（亀田英雄君） 説明が終わりました。

以上の部分について質疑を行います。

質疑をお願いします。よかですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第７４号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（市民課長山中美紀代君「ありがとうございました」と呼ぶ）

御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第７２号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第７２号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○広報広聴課長（上田真二君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 上田広報広聴課長。

○広報広聴課長（上田真二君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）広報広聴課、上田でございます。座らせていただいて説明いたします。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○広報広聴課長（上田真二君） 議案第７２号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正について説明いたします。

議案書の３９ページになります。

○委員長（亀田英雄君） 戻る。３９ページです。

○広報広聴課長（上田真二君） 済みません、戻りますけれども、３９ページの下の方に提案理由がございますとおり、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正により外国人登録制度が廃止され、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象とされたことに伴いまして、条例を改正するものでございます。

資料としてお配りをいたしております議案第７２号関係資料をごらんいただければと思います。

改正部分の新旧対照表になっております。

この条例は、有線テレビジョン、いわゆるケーブルテレビの放送施設の設置や利用料などについて定めている条例でございますけれども、

その第2条で用語について定義をいたしております。その第18号が世帯についての定義になっております。

これまで外国人住民は住民票の記載がありませんでしたので、表の右側、現行にありますとおり、ただし書きで、外国人登録法第2条に規定する外国人は、その生活実態ごとの住居単位とする、としておりましたけれども、今回の法改正に伴いまして、外国人住民も住民票に記載することとなりましたので、このただし書きの部分削除するものでございます。

なお、施行日は、入管法等改正法が施行されます平成24年7月9日といたします。

説明は、以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（亀田英雄君） 説明が終わりました。

以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません、この1件だけについてちゅうことじゃなくて、外国人登録の関係でですね、変更になるちゅう部分について全般的にちょっと質問したいんですけど。7月9日からですね、これは変わるちゅうことで、期間もですね、もうやがてというようなことなんですけれども、周知方法とかについてはですね、多分、市のホームページ等ですね、市民課のほうからやられてるというふうに思いますけれども、実際にですね、ちゃんと周知されてるのかっていうのがですね、非常に心配なところなんですよね。

で、今までの、3月議会のほうからですね、いろいろところで、外国人の関係で、こういった条例だったり部分についてはですね、変更とかっていうのが出とったですけども。外国人の方からですね、相談等あっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思

うとですけども。（「そら、市民課長に聞かぬば」と呼ぶ者あり）市民課長のほうがよかったですね。また来てもらって……。 （「小会して呼んだらいいですよ。小会」と呼ぶ者あり）また、来なっせよってですね。

○委員長（亀田英雄君） では、小会にします。

（午前11時42分 小会）

（午前11時46分 本会）

○委員長（亀田英雄君） 本会に戻します。

いいですか。はい、山中課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。

相談件数については、来ておりません。

で、周知の方法としましては、まず、お一人お一人様を対象として、仮住民票というのをまず発送しております、5月の中旬ぐらいにですね。そのほかは、ホームページに載せまして、先日、今週の月曜日に、エフエムやつしろでそのことをちょっと周知はしております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。各一人一人にですね、配付していただいたちゅうことで、非常によかったかなというふうに思うとですけども、ちゃんと届いとつかなというのと、あと、ちゃんと読める方だったのかなと、大丈夫だったかなというのがあつとですけど、そこら辺はどやندですか。

○市民課長（山中美紀代君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山中課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。まず、お一人お一人に配付するときに、返信用のはがきというのを同封しまして、まず、お名前の、例えば、誤りとか、生年月日の誤りとかがあつたら、そのはがき上に印をつけて、何もなくても、一応返送してくださいということで。それと、ほとんどの方が、配偶者が日本人の場合が

多いんですね。それとあと、研修で来られる方は、必ずどなたかが代表者みたいな方が、10人とか、20人とか連れて登録とかにも来られますので、そういった方がおられるので、ほとんど日本語で送ってあっても大丈夫とおっております。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。かなり丁寧にですね、やっていただいたということで、ちょっと安心したところですけれども。今度、これ変わるとですよ、本当に外国人の方にとっていい面と、非常に厳しくなる面、罰せられる関係のですね、あるというふうに思うんで、今後、今のところ相談件数なかったという話なんですけれども、変わった途端にまたどばっと来る可能性もあるかというふうに思いますので、そこら辺のところの対応についてはですね、きちんとしていただくようお願いしたいというふうに思います。意見です、最後のほうは。

○委員長（亀田英雄君） 最後のほうは意見ということでしたが、ほかに質疑ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） この有線テレビと、済みません、簡単にちょっと教えていただきたいと思います。この住民基本台帳のその絡みといますか。済みません、ちょっといまいち理解が、私が理解力不足で。

○広報広聴課長（上田真二君） はい、わかりました。

○委員長（亀田英雄君） 上田課長。

○広報広聴課長（上田真二君） ケーブルテレビの加入者の方で、外国人住民の方がいらっしゃる場合がございますので、条例の中ではですね、世帯の定義の中に、通常は住民基本台帳に記載がある世帯というふうにするところを、た

だし書きで、外国人登録の住民の方は、その実態ごとの住居単位とするというふうなただし書きをつけておったんですけども、今回、外国人住民の方も住民票ができますので、このただし書きの部分が必要なくなるということで削除するというものです。はい。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい、中身はわかりました。生活実態ごとのというのがもう要らなくなったということですけど、実際的にどうですか、このケーブルの中で、やはり外国人の方は、予測とすれば、やっぱ何軒かあつとですかね。

○広報広聴課長（上田真二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、上田課長。

○広報広聴課長（上田真二君） 現在、東陽町にお一人いらっしゃるという状況です。

○委員（成松由紀夫君） お一人ですね。

○広報広聴課長（上田真二君） はい。

○委員（成松由紀夫君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、小藺委員。

○委員（小藺純一君） 山中課長にお伺いしますが、何人ぐらい現実におられて、把握されている外国人は六百何人とか何とかという話をいろいろ聞きますけども、その人たちみんな連絡がとれるんでしょうかね。そのあたり、例えば、発送したやつが、返信、返ってきたりとか、不明だったとか、そういうことはないんでしょうか。

○委員長（亀田英雄君） 山中課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。宛て所不明で返ってきたのもありましたので、それはまた、そこを調べまして訪ねましたところ、そこ

はもう事業者の方がやめられて、そっくりその方たちはまたよそに移られたというような、そういう一応情報も得ておりますので、追跡というか、返ってきた分については、調査をしております。

それと、発送したのは、外国人が950近くおられるんですが、世帯ごとなので、890世帯に返送というか、送付しております。（「八百……」と呼ぶ者あり）890世帯です。（委員小菌純一君「はい、結構です。よかです」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第72号・八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

### ◎請願第3号・尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の提出方について

○委員長（亀田英雄君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送や持参にて届いております要望書については写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となっておりますの

は、新規の請願1件及び陳情2件と継続審査の陳情2件の計5件です。

それでは、まず、請願第3号・尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（竹岡雅治君） （書記、朗読）

○委員長（亀田英雄君） はい。朗読が終了しました。

本件について御意見はありませんか。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） まず、ここに紹介議員の方が15名名前を連ねておられますけど、総務委員会所属、鈴木田さん、友枝さん、それから、成松さんがおられますので、ちょっと質問をさせていただいていいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○委員（笹本サエ子君） 1点目は、1項目めに、現地調査というふうになってますけど、どのような調査をされるのか。

それから、2点目に、警備体制を強化するというふうになっておりますが、どのようなことを想定されているのか。

それから、3項目めに、領海警備のための法制度を確立するというふうになっておりますけれども、どのような法制度を求めておられるのか、この3点について聞かせてください。

○委員長（亀田英雄君） 今、笹本委員のほうからですね、3点について紹介議員、総務委員、ここにいらっしゃるということで御質問がありました。どなたかでも、お答え願えればというふうに思います。（「もしよければ、一番担当の……」と呼ぶ者あり、委員小菌純一君「まあまあ、それは紹介議員が何か言わぬば。何か言うた後だろ、こっちは」と呼ぶ）

○委員（友枝和明君） 私もまあ……。はい。

○委員長（亀田英雄君） 友枝委員。

○委員（友枝和明君） はい。これは要旨のとおりでございますが、私もまだ勉強不足といえますか、今回のこの意見書につきましてはですね、皆さん御案内のとおりと思いますが、私もこの箇条書きといえますか、ちょっと書いておりますので、ちょっと読ませていただきたいと思います。

まず、さきの石垣市長の尖閣を守れと、尖閣諸島上陸の許可を求める地方議員の署名活動におきまして、本市においても24名の議員の皆様をいただきました。全国の地方議会から大きな支援があったと聞いておりますし、また、そのような流れの中、今回、尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の請願を受けました。

要旨については、先ほど書記のほうからも御案内のとおりでございます。尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、国際法に照らしても疑いようもない事実でもございますし、また、中国は1970年代、国連が行った海洋調査におきまして、周辺海域に豊富な天然資源があると発表すると同時に、尖閣諸島の領有権を主張いたしました。本年に入ってから、中国公船による領海侵犯を繰り返すなど、尖閣周辺海域の緊張の度を強めております。

以前より、この海域は豊かな漁場として知られるとともに、今後、石油やレアメタルなどの海底資源も注目されております。国民全体にとっても貴重な財産でもございます。

このようなことから、尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書が出されたものであります。

先ほどの笹本委員のほうからの御質問に関しては、私も中身はまだ私も勉強不足でございますので、傍聴の橋本議員の発言を許していただければ、委員長、お願いしたいと思います。

○委員長（亀田英雄君） 委員外議員の発言について御協議を願います。

本案について、橋本議員という友枝委員のほうからのお申し出がありました。

○委員長（亀田英雄君） お諮りいたします。

橋本議員の発言を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 御異議なしと認め、発言を許可することにいたしました。

それでは、橋本議員の発言を許可します。

○委員外議員（橋本幸一君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、橋本議員。

3点についてですね、お尋ねがありました点についてお願いします。

○委員外議員（橋本幸一君） 橋本です。私もこの件については、そんなに詳しいわけではございません。意見書の提出を、求めが来たとき、その中で私なりに知り得る情報の中で、知識の中でお答えさせていただきます。

調査権というのは、結局、国会、国における国政調査権という、そういう中で、今、国でも議論されております。そういうことを、国会議員による国政調査というそういうことをやっていただきたいということと私は理解しております。

それから、次は何やったのですかね。

○委員長（亀田英雄君） 警備。関係省庁による警備。

○委員外議員（橋本幸一君） 今、海上保安庁というのは、大体、できた目的というのが、海難救助及び密入国の防止という、それが海上保安庁の目的ということで、今、海上保安庁の結局、尖閣における対応というのは、拿捕というのができない。一船、立ち入り調査をやって、それから、その結果の拿捕ということで、今、そういう状況にはならないということで、やっぱり、そういうことが領海警備という、そうい

う意味の中で海上保安庁にその辺の法整備もぜひ必要だという、そういうことが今、国で方向性が今検討されている、そういうことをお聞きしております。

早急に、やっぱり、その方向で検討していただきたい、そういう請願かと思います。

○委員長（亀田英雄君） 3点目は法制。どのような法制度。（委員笹本サエ子君「3点目」と呼ぶ）

○委員外議員（橋本幸一君） それらを含めた法整備ということで理解していただければ結構と思います。

以上です。（委員笹本サエ子君「内容は、どういう」と呼ぶ）

いや、だから、領海警備です。（委員笹本サエ子君「うん、領海……」と呼ぶ）今……。

○委員長（亀田英雄君） ちょっと待ってください。（委員笹本サエ子君「領域警備のための法制度、どういう法制度」と呼ぶ）

笹本委員。笹本委員、どうぞ。

○委員（笹本サエ子君） はい。

3項目めは、領海警備のための法制度を確立というふうになっておりますけれども、どのような法整備を求めておられるのか、法制度を求めておられるのか。（「自衛隊のですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 橋本議員。

○委員外議員（橋本幸一君） はい。ただいま申しましたように、今、海上保安庁において直接拿捕ができない、領海侵犯したから直接拿捕はできないという、そういう今の法制度だそうでございます。

で、今の法制度では、一船一船立ち入り調査やって、それで、その中でまず拘束する。そして、警察が来て逮捕という、やっぱりそういう手続を踏まなければ、今の法制の中では取り締まりができないという、そういうことだそうです。

そういうことで、領海侵犯すれば、直ちに退去警告、それに従わない場合は拿捕という、やっぱり、そういう法整備を海上保安庁に与えてもいいんじゃないかということで、今、国では検討されていると聞いております。だから、そういうことを速やかに制度化していただきたい、日本の国土領海を守るために、海上保安庁の警備ということも権限を与えたらいかがですかということだそうですから、早急に、国として取り上げていただきたい、そういうことと私は理解して、今回、今、発言しております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。今、橋本議員からね、紹介議員としての説明をいただきましたけれども、今の段階ではね、私の質問に対しての的確な答弁はなかったというふうに受けとめます。それは、もう仕方がないことだと今の情勢の中では思います。

意見を言わせてもらっていいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、御意見です。

○委員（笹本サエ子君） 私もこの点についてはですね、昨年の9月7日の中国漁船の不法侵入問題で非常に心を痛めておりましたし、そこで明らかに、国会でも明らかになったのは、尖閣諸島は日本固有の領土だということがはっきりしたと思うんですね。

それは、1884年、それまではだれのものってはっきりしなかったんだけど、人も住んでなかったんだけど、1884年、古賀辰四郎さんが探検されて、そして、翌年、貸与願いを出されて、そして、開拓が始まったということなんです。

日本政府は1895年、11年後に、1月14日に、閣議決定によって日本領土とされて、編入しています。この措置が領有行為になった

ということで、これはもう認識の一致している  
ところだと思います。

で、中国は75年間異議を唱えていません。  
戦後25年間も唱えていません。

自衛隊は、平時において領土領海を守るべき  
法的根拠が現在のところありません。これも事  
実です。

法制度を求めておられますけれども、国際法  
上、国家間の紛争は平和的に解決するのが建前  
だということになってます。日本国憲法におい  
ても、国際紛争において、武力の行使をするこ  
とを禁止し、みずから交戦権を否認していま  
す。憲法第9条。

尖閣諸島の領有の正当性を、国際社会も、中  
国政府に対し、日本としてはですね、領有の正  
当性を国際社会に対しても中国に対しても堂々  
と主張する外交努力を当面求めるべきだと私は  
思っています。

自衛隊を配置して緊張感をあおることは、逆  
に解決することにならないと今思いますので、  
私は、この件についてはちょっと考えなくちゃ  
いけないなと思っているところです。

日本が領有権を持ってるというのはもう認識  
の一致してるところです。

ひとつよろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） 考えなくちゃいけな  
いかなということは、この請願についてはいかな  
……。請願についてはですね。

○委員（笹本サエ子君） ちょっと検討させて  
いただきたい。

○委員（小藺純一君） 時間をおきましょう  
や。はい。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員。

○委員（小藺純一君） しゃにむに、今出て、  
今論議をして、基本的には憲法論議まで言わな  
きゃいかぬような話になってしまうと、何を目  
的なのかがぼけてしまうし、一回勉強し直しま  
しょう。9月にきちんと結論出しましょうよ。

それまでにたい、委員長にお願いですけども、  
この基本的な考え方、みんな一致できる——  
考え方は一致して、勉強は一致してたい、やっ  
ぱり方向は別としてもたい、これは、やっぱり  
一回すべきだと思うな、資料を集めて。そやん  
お願いをしたかですね。（委員笹本サエ子君  
「うん、そうですね」と呼ぶ、「委員長、よろ  
しいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ちょっと待ってくだ  
さい。

小藺委員、担当課が指定されとらぬものでは  
ない、その辺の勉強会というとなかなか難し  
かったですよね。その辺も検討が必要じゃあつと  
だけど。

○委員（小藺純一君） いや、検討しまし  
よう、それは。それは、事務局で段取りさせちよ  
かつじゃなかですか、そやんとは。

○委員長（亀田英雄君） それは、私のちよっ  
と今、私見ですが。

○委員（小藺純一君） 担当課がおりませんけ  
んしませんじゃなくて。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。今、笹本さん  
と一致してる場所は、もう日本固有の領土だ  
というのはわかってるというようなお話で、先  
ほどの現地調査、関係省庁の警備体制、それと  
領域警備の法制度というところがそもそも根幹  
なんですよ。

で、日本の固有の領土であるならばという認  
識が一致した中で、笹本議員の考え方と、この  
請願、紹介議員のまた考え方が2通りに分かれ  
ていくと思うんですけども。先ほどちらっと  
お触れになった、自衛隊は交戦権がない、憲法  
9条がある、だから、そこに逆に配備なんかす  
れば、あおるような感じですぐ緊張感を持って  
しまうじゃないかというのも理解します。

だけれどもですね、ここにも書いてあるよう

に、不法衝突事件であったり、最近、船にあいう弾をですね、準備しとって、だだだだだつとやってきたり、そういった中で、いろんな水際におられる方々も大変、命の身の危険にさらされる。で、当たられても何もできないというような状況の中で、やっぱ自己防衛的なものをもうちょっとできないのか。その辺を考えていかないと、極端な話、9条があるから配備もしない。で、だだだだつとやられたり、漁船でがんがん当たられた中でですね、命をやっぱり落とされるケースとか、そういう部分も含めて、しっかり警備体制を法制度として国がやはり動いていただかないと、今のこの状況の中でですね、石原さんが今、尖閣を買う買わないで、今の一番リアルタイムな状況ですけれども。

やはりこれについては、国がもうちょっと主導権を持って乗り出して話を進めていただかなければならないということで考えればですね、考え方にはそれぞれ、領土、日本の固有の領土だというスタート点は一緒なんだけども、そこからの考え方については、やっぱ現地調査派遣であったり、警備体制、領域警備となると3段階に上がっていくんですけども、やっぱそこをですね、現地調査権でもまず取り組んでいただきたいということと、関係省庁がどういった形で水際で対応される方々が命の危険にさらされない状況をつくれるのかというのをしっかり考えていただきたいという、あくまで意見書です。そういった意味ではですね、また皆さん方に、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員外議員（橋本幸一君） 委員長、発言よろしいでしょうか。

○委員長（亀田英雄君） はい、橋本議員。

○委員外議員（橋本幸一君） はい。

今、笹本議員、自衛隊のほうに今、方向性を向けられましたが、まずはですね、海上保安庁のですね、ある程度、さっき成松議員言ったよ

うに、現場の中ですね、領海警備というですね、その辺のちゃんとした、例えば、今、放水銃使うにも制約を受けてるという。その中で、命がけの中でやっぱり漁民を守らなければならないという、やっぱ、そういう現実がある中で、海上保安庁についても、そこはきちりしたですね、漁民の保護、それから、領海の警備、その辺の法整備も必要だと。

自衛隊についてのいろんな解釈等はあると思います。それは、その中でですね、先ほど言われたように、総務委員会の中で議論されて、いろんな文言を変えるなりですね、その辺は、私は可能かと思しますのでですね、まずは、尖閣は日本の領土だという、やっぱそこをですね、きちり地方議員からも国へ発信していく、それをぜひお願いしたいというのが、今回のこの請願の中身ですから、どうぞ、よろしく願いいたします。（委員小藺純一君「わかった、わかった。それはわかった」と呼ぶ）

○委員（笹本サエ子君） いいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 今お話をね、伺いまして、領有権は日本にありつていうのははっきりしてます。私としてはね、今、何というか、自衛隊というのじゃないということをおっしゃいましたね。海上保安……。 （委員外議員橋本幸一君「海上保安庁」と呼ぶ） だとしたらね、だとしたら、そこのところはちょっと文言をね、変えていくというふうなことを検討していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、もっと勉強させていただきたいと思っております。

○委員外議員（橋本幸一君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、橋本議員。

○委員外議員（橋本幸一君） 今、笹本議員言われたように、自衛隊についての文言がどうこうというのは、それはきちりいろんな方法の中で検討していただきまして、文言の変更とい

うのはさせていただきたいと思っております。  
しかし、その趣旨というのは、尖閣は日本の領土であるということを、最後までやっぱ皆さんの共通の意思としてですね、その辺はやっぱり共有していただきたいと、そう願っています。

○委員（小藺純一君） ちょっとよかですか。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員。

○委員（小藺純一君） 今、橋本委員外議員からの発言ですけどもね、基本的には文言を直してでも何でもいいというのは、この趣旨が、この請願の趣旨がこれだということを言ってるわけですから、それはそれなりにまたみんなで相談してですね、話し合って、それでみんなが了解できる点が一致できればですよ、そういう形でまたしてもらうことにしないと、これを俺たちが勝手にここでいじくり回してですよ、そんならこれは外そい、これだけならよかばいって、そぎゃん外しただけ、俺たちはここで認めるということのできる話ならばですよ。できる話なら。それは違うと思いますよね。請願にならない。

○委員長（亀田英雄君） はい、橋本議員。

○委員外議員（橋本幸一君） それはおっしゃるとおりです。その趣旨にはですね、準じた形での文言ということです。そこはくれぐれも御理解いただきたいと思います。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、小藺委員。

○委員（小藺純一君） それはよくわかりました。それはよくわかりましたから、検討しましょうと私は言ってるわけです。そういう意味で、それはきちんとやりましょうよ。それは、議会としてですたい、与えられた仕事はきちんとせないかぬ。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。だから、ここで文言がどうこうじゃなくて、皆さんの御意見

を聞いた中でですね、不採択なら不採択でもよろしいですし、継続なら継続でもよろしいですし、採択いただければ、なお我々も紹介議員としては思うところですけども。

そもそも、今、笹本議員とも日本固有の領土なんだという認識は一致した部分でですね、私もうれしく思うんですが、そこから、その先の考え方のところになってきたときに、そもそも日本固有の領土なのに、なぜ、手をこまねいて、こういう状況になってるのか。漁船がぼんぼん打ち当たってきたり、中国がやりたい放題実際やってるような状況の中でですね、海上保安庁であったり、漁民の皆さんたちが命の危険にさらされてる状況の中のことを、それをどういうふうにも国も進めていかなきゃいけないのかということをお我々が地方から声を上げる意味で、固有の領土なんだということの認識は一致したわけですから、それをこう、我が家の地だってわかつとるところに、よそもんが来てからがちゃがちゃがちゃがちゃやってですね、自分がえの家族が身の危険にさらされるような状況の中での部分は、やはりちょっと考えていただきたいなど。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員。

○委員（小藺純一君） そういうことは何で国会議員はちゃんとしないんでしょう。（委員成松由紀夫君「いや、ですから、これを、——はい」と呼ぶ）

いやいや、逆に言うと、それは国交という、いわゆる国家間の問題をですね、地方議会にですね、押しつけて、国がですよ、自民党も民主党も何いっちょん動けぬ、物も言わぬじゃなかですか。

自民党の石原幹事長に至ってはですよ、親父が、老いの年寄りの何とかの一徹でもう困ってしまいますなんて、そういう発言をするんですから。それじゃですね、とてもじゃないです

よ。

だから、地方議会としては、真面目に、きちんと、自民党や民主党のレベルじゃなくて、俺たちはちゃんとしたことを言わなきゃいかぬ。それを私はぜひお願いしたいんです。

だから、みんなで検討して、これがいけなければ、こういう形で出し直しましょうというのを私たちが意見をつくりましょうよ。そして、委員会が、逆に言うと、この請願者に対してはですね、紹介議員に対しては、それを理解していただいて、出し直していただくことも検討していいじゃないですか。

そして、みんなでたい、全会一致でたい、八代市議会が応援するぐらいのことをしていいじゃないですか。どうしてそがん——そいば強行突破すつと、決していい結果は生まれない。（「強行突破じゃないですけどね」と呼ぶ者あり）と思います。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） いや、御理解いただきたいのは、強行突破ということではなくて、この請願も15名、うちの会派の議員さん方が入ってますけれども、これは、日本会議の議連のほうに入った、議連のメンバーの中でまだ代表者等も決まっておきませんので、15名名前を連ねてるだけで、今、小菌議員が言われた中で、逆に言ったら、しっかり、この総務委員会の中で議論をして、そして、みんなが認識が一致できる文言で、できれば八代市議会の——総務委員会発議になつとですかね、どこになつとか、その辺も含めて、全会一致で意見書を出せるのであれば、それが一番ベストなことだというふうには考えております。

○委員長（亀田英雄君） どうでしょう。いかがですか、皆さん。小菌委員のほうから、しっかり勉強してしようじゃないかということなんです、それについては。

友枝委員。

○委員（友枝和明君） 小菌議員が言いなつたごつ、やっぱ、ここで……。

○委員長（亀田英雄君） しっかりやろうやっちゅうことですかね。

○委員（友枝和明君） やろうやという声（委員笹本サエ子君「継続しましょう」と呼ぶ）私から継続とかどうこうじゃなくて、よう言われぬばってん、わかってもらえば。

○委員長（亀田英雄君） はい、よかですかね。

継続審査の方向で話が進んでいるようなんですが、皆さんよかですか。（「よかです」「我々は採択ですけども、継続が先なんで」と呼ぶ者あり）

わかりました。継続審査を求める意見とですね、採決を求める意見とあるということなんですが、諮ってようございますか。

ほかに御意見ございませんか。（「採択っていうが、継続かあれか」と呼ぶ者あり）

小会にします。

（午後0時18分 小会）

---

（午後0時27分 本会）

○委員長（亀田英雄君） 本会に戻します。

継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本請願については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

それではですね、午前中の審査を終了し、しばらく休憩します。

（午後0時28分 休憩）

---

(午後1時27分 開議)

◎陳情第2号・場外車券売り場の設置について

○委員長(亀田英雄君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第2号・場外車券売り場の設置についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

さっきの続きだっけんよかでしょう、請願の付託表の。(「付託表のどけだか。1回1回見らぬば、おどまわからぬとだん」と呼ぶ者あり) よかです、よかです。(「今、片づけただん」「はいはい、はい、ありがとう」と呼ぶ者あり) よかですか。(「はい、よかですよ」と呼ぶ者あり)

では、お願いします。

○書記(竹岡雅治君) (書記、朗読)

○委員長(亀田英雄君) はい、朗読が終わりました。

本件について御意見はありませんか。

御意見ををお願いします。

○委員(笹本サエ子君) 質問いいですか。質問です。

○委員長(亀田英雄君) はい、じゃ、笹本委員。

○委員(笹本サエ子君) この要旨の中に、地域の各種団体の同意も得ていることからとありますけれども、どういう団体でしょうか。

○委員長(亀田英雄君) 済みません、笹本委員、現在の状況についてですね、執行部を呼んで説明求めてよろしいですかね。

○委員(笹本サエ子君) はい、よろしくお願いします。

○委員長(亀田英雄君) 小会にします。

---

(午後1時30分 小会)

---

(午後1時32分 本会)

○委員長(亀田英雄君) 本会に戻します。

ただいまですね、笹本委員のほうから、地域の各種団体とはという質問がございましたので、執行部のほうに来ていただきました。

現在の状況についてですね、今の質問も含めてですね、答えがいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○企画戦略部長(永原辰秋君) 委員長。

○委員長(亀田英雄君) はい、永原部長。

○企画戦略部長(永原辰秋君) こんにちは。

(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 永原でございます。座らせていただいて、説明させていただきます。

○委員長(亀田英雄君) はい、どうぞ。

○企画戦略部長(永原辰秋君) 今、委員長のほうから、現在の状況も含めてということでございますが、本案件については、沖町に進出をしたいというような請願であったかと思いますが、この案件につきまして、市が直接、この今出てます多摩川電気さんとやりとりしたということは、一切ございません。

今、同意っていう、どういう団体かっていう御質問でございますが、これも同意書が市に出たわけでもございませんので。また出す必要もございません。ただ、我々が情報として仕入れておりますのは、周辺の町内会が多摩川電気さんに対して同意書を出されてるというふうに聞き及んでいるというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長(亀田英雄君) 周辺の町内会ということですね。

○企画戦略部長(永原辰秋君) はい。

○委員長(亀田英雄君) ということです、笹本委員。

○委員(笹本サエ子君) はい。周辺の町内会は……。

○委員長(亀田英雄君) 笹本委員、どうぞ。(「挙手」と呼ぶ者あり)

○委員（笹本サエ子君） はい。周辺の町内会ということですので、幾つあって、幾つの町内がということでしょうか。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。

今知り得ている情報では、高島町、これは第1町内と第2町内ございます。それから、永碓町、それから、沖町、永碓も4町内か5町内、今分かれておりますけれども、永碓町北町内というふうに情報としてはいただいております。

○委員（笹本サエ子君） はい、ありがとうございました。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） この今言われた地域の各種団体、私が聞いた話の中では、全町内の市政協力員さんが云々でというようなお話がありますが、そこは確認とれてますか。

○委員長（亀田英雄君） 永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 今、全町内とおっしゃられましたのは校区という意味でございますか。

私どもが仕入れている情報としては、今申し上げました周辺町内というふうに聞いております。ですから、沖町を囲む町内といいますか、ですから、高島、永碓、沖町ということになるかと思えます。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 実際問題、継続分もありますよね、場外車券場の件は。で、旭中央の、それは反対のほうですね。これはウエルカムのほうなんですかね、松高は。で、日奈久があったりしてる中で、どこがどうってところの判断は、なかなかやっぱり委員会としてど

うなのかなというふうに私は思うとですよ。

で、多分、総務委員の皆さんには、例の怪文書的な——怪文書的なちゅうことじゃないですね。怪文書は失礼ですね。反対派の方の名前入りのいろいろな文書が出回って、いろいろ逐一、町内会の報告であったり、いろんな方の名前が上がってきとる部分でですね。これは旭中央のほうですね。

で、日奈久についても、いろいろ上がってきとるだろうし、いろいろな部分があって、賛成、反対、いろいろ出てきますが、どこがどうって話よりも、場外車券場については、企業誘致の観点なのか、あと寄附金の問題がどうなのか、そういうのを今後は議論していかないかぬとじゃなかつかなというのがありますけれども、現時点では、やっぱりちょっと……。また、旭中央は旭中央で1回置いといて、で、今言われた町内会、町内会云々が上がってる部分があるんですね、継続でどうなのかなと。

やっぱり、旭中央1回継続しといて、松高が出てきて、これは賛成のほうがまた一緒に審議未了であったり、不採択であったりってがんとやると、地域の反発等も出てくるとあれなんで、もうちょっと継続で様子見て、また、いろんな情報も知り得ながらやっていったらいいのかなというふうに思いますけど。

○委員長（亀田英雄君） はい。継続という意見が出ておりますが、ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。ちょっと興味があるんで聞きたいんですけど、知ってる部分でお話ししていただければありがたいんですけど。

今言われたように、いろんな地域で何か誘致してらっしゃるような感じが聞こえてるんですけども。今回、この上がってるのが、多摩川電気さんということで、東京都の方、業者さん

というようなことなんですけれども、これは全部、八代に誘致されてるのは同じ会社なのか、どうなのかということで、別々の会社が各地域ごとに誘致されてるのかということと、この多摩川電気さんというところはこういった企業さんなのか。また、この中に、要旨の中にですね、地域の雇用が四、五十人地元雇用しますよとか、寄附金がありますよというような話があったんですけれども、前回、いろんなですね、松江——南松江の関係で勉強会させていただいたんですけれども、その中で、こういった四、五十人の雇用とか、また、寄附金っていうのが本当にあるのかどうかっていう話の中で、非常に疑わしいような私は見解を持ったとこなんですよね。

規模的にどんだけの規模かわかりませんが、今、日奈久のほうにＪＲＡがあつとですけれども——ＪＲＡだったですね、あつとですけれども、あそこが、そんな雇用してるかどうかですね。というのがありますので、疑わしい部分、かなりあつとですけれども、そこら辺、何か知ってる部分あれば、教えていただければなと思うとですけど。

○委員長（亀田英雄君） 答えられる範囲です。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。まず、今、我々が知り得てる、八代へ進出をしたいといいますか、場外車券、——車券場つくりたいという案件については、それぞれの企業さんがお考えのようでございます。今、沖町の案件は多摩川電気さんということですが、日奈久は日奈久でまた違う方が企画をされてるようですし、本町については、どなたがされるのか、我々はちょっと承知をいたしておりません。こういった企業さんなのかは承知をいたしておりません。

それから、多摩川電気さんについて、どういう会社かというお尋ねでしたが、ちょっとパンフレットを取り寄せた、これは実は、今回のこの件で取り寄せたということじゃなくて、以前、企業誘致というところで、こういったところにも八代の御案内なんかを企業誘致のほうでされております。車券場誘致ということじゃなくてですね、通常の企業誘致ということで、いろんなところに照会をかけられたという、そういうところでちょっと資料をちょっと調達してるんですが。これ関東のほうで——所在はどこかな——東京のほうが本場で、全国展開をされてる電気、特に弱電関係の工事とか、そういった施設整備あたりを主にされてる企業さんですが、その業務の中に、競輪場とかそういった、こういった施設の中の電気設備、テレビ放映設備だったり、電気設備だったり、そういったものを主にされてるような会社だというふうに、これに書いてございます。

つまり、ですから、ふだんは、そういったところの開発されるときに工事をされるところだと思いますが、今回、みずから車券場をされたというような御意思でおられるのかなというふうに思っております。

それから、実際、雇用があるのかどうかということですが、今までの事例といいますか、よそのところでされてる事例については、これは、直接雇用、間接雇用、両方あるかと思いますが、四、五十人かどうかというのは、ちょっと別として、実際、地元の雇用というのは発生しています。

これは、こういった雇用かという、清掃業務であったり、管理業務とか、そういったこと。実は、これは、ＪＲＡが日奈久で展開してる雇用も、直接雇用は１人、２人しかございませんで、あとは間接雇用、下請に出されて、そこで清掃業務として何人かおるということで、二、三十人ですかね——ぐらいの雇用は今され

てるということで、実際の雇用はあると思います。

もう一つ、地元にお金が落ちるとするのは、JRAさんもそうですけども、環境整備費という形で市に寄附をされております。これは、予算化して市のほうもそれで事業をしておりますけども、そういう形で、競輪とかこういったところでもですね、環境整備費みたいな形で、地元の自治体と進出協定みたいなのを結んでですね、その契約の中で幾ばくかのお金が入るということは事例としてございます。法律でせろということではないと思いますが、そういったことは事実あつてはおります。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 企業は、それぞれということですね。勉強会等は一応したこつですけん。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかりました。あらかたちゅうか、何となく質問に答えていたいたかなというふうに思うとですけども。

何ですかね、いろいろなところから出てくつとですけども、そもそも、前回勉強したときもですよ、やっぱり何て言うのかな、市が直接的に関与する部分については、この委員会とかでもですね、議会の中でやっていかぬばんというのがあつとですけども、今回、この件については、市は何もタッチしてないというような部分があると。そういったこともあつて、この場でそういった審議をするのは、実際、まともなあれなのかというふうな感じはですね、私は受けとつとですよ。

で、地域の問題は、やはり地域でやってもらいたいという——この間、前回のときも意見ということで言わせてもらったんですけども。それを単純に地域の問題だけん地域でやりなつせよというような丸投げはせぬでくださいねと、こういった紛争とかがあつてるとい

な状況を踏まえながら、逐一、ここですれば、できる部分については介入しながら、きちんと情報も把握しながらやってくださいというようなことを執行部のほうにお願いした経緯もありますので。この場でどうなのかな、審議するのはっていうのが私の率直な意見です。

○委員長（亀田英雄君） 審議ができないっていう話ですよ。

○委員（野崎伸也君） うん、私はそうかなとは思いますが。ただ、この今回出されてる部分については、ちょっとまだ不透明な部分かなりあるというようなことがあるんで、どういふもんかなと今悩んでるところなんですけども。

○委員長（亀田英雄君） 審議未了か、継続かちゅうことですね。

はい、小菌委員。

○委員（小菌純一君） ちょっと教えてください。教えてください。

こん六番割のところ、郡築じゃなかったらうたいな。当社においては、沖町字六番割なんて、いわゆる農振地で、農振除外ができないような用地を勝手にやって、よそから見たらわからぬとですよ。八代の農村地帯であつて、農業生産基盤のベースが、よそに比べたら、よそは二、三%の第1次産業の就農率に比べて、八代は十数%あるわけだから、そういうところでの比較みたいのもわからずに、東京あたりからぼんと来て、ここの土地がよかばいという。前の沖田市長なんかが、そのつかみがいいようななんかの、最初のころだったんですけどね。つかみでここがいいという、そういう発想、そういうことなのかどうか。そのあたりの話は何も聞いておられませんか。

○委員長（亀田英雄君） 土地の種類ですね。

はい、永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） まず、六番割ということですが、沖町六番割でござい

て、町内としては沖町町内にございます。地番としてはですね。ただ、この辺の周辺は全部高島町に町内会としては参加されてる、住民の方々はですね。通常は高島町とおっしゃってますけども、地番としては沖町でございます。

それから、この土地は、実際、現状としては農振地でございます。予定されてると聞いている場所は農振地でございます。農振除外できるかどうか、ちょっと我々はその専門家ではございませんので、ちょっと判断ができかねる部分でございますので、その辺はまた、農業サイドあたり——市でこれが判断できるかどうかもちよっとわからない……

○委員長（亀田英雄君） いえ、できぬでしょうね。今は申し上げられないと。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 農政当局の話だと思います。

○委員長（亀田英雄君） 農振地っていうことです。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 現状はもう農地として使われてるそうです。

○委員長（亀田英雄君） そうですね。

小菌委員、よかですか。（委員成松由紀夫君「よかですか」と呼ぶ）

ちょっと、待って。

よかですか、小菌さん。

○委員（小菌純一君） うん、よか。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 仮にですよ、仮に、あんまり市が関与してなかていうのはわかるんですけども、民民の契約でしょう、大体これは。民民で契約して、で、まあ、やりますと、で、熊本市が許可をおろしましたというふうになったときに、要するに、今までの何か慣例から私が調べたところで見ると、1%は地元に入るんですよ、売り上げの。で、5%が熊本市に行くというふうに、熊本市から話を聞いたんですが。そうやってきたときにですよ、例

えば、この地域からすると、八代市は何も汗かかぬで1%金が入っていくとたいなというような話を聞いたんですよ。

だけん、八代市が全く関与せぬで1%もらうっていうのはどういうあれなのか、ちょっとそこら辺がわからぬもんですから、部長さんが知っとる限りで、話せる範囲でちょっと教えていただければと思います。その1%、5%の話です。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。これも我々が知ってる範囲といいますか、今までの慣例として聞いている部分でございまして、これは、今、熊本市が、熊本競輪ということ言えば設置者になります。ただ、この施設整備をされるのはあくまでも民間でございまして、熊本市は熊本競輪の販売をここに許可されるということですが、その許可というのは、これは経済産業省の許可が必要でございます。その許可がおりて初めて、設置者である熊本市がここに民間に出して、販売といいますか、場外車券の販売をされる。

それと、八代市と熊本市との関係というのは、熊本市が設置を決定された後ですね、協定書に基づいて、環境整備費を交付しますという協定書に基づいて、それを市長が同意した場合に初めて出てくることでございます。

それが1%として決まってるかどうかというのは、我々もちょっと定かではないんですが、今まで聞いたところでは慣例として1%というのが多いというふうには聞いておりますけども。売り上げのですね。それが、どういった法律でどう決まってるか、ちょっと承知をいたしておりませんが。

ですから、こちらから今の時点でどうのこうの言えるというようなものではないというふうに。あくまでも民が決めて、熊本市と協議され

て、経産省の許可がおりて初めてスタートすることであると。そこで初めて、熊本市と八代市の話がそこからスタートするという。行政間の話はですね。八代市は、その民間と話すということも一切、権限としても持ちませんし、そういったふうに、我々は今、認識しているところであります。

○委員長（亀田英雄君）　そういうジレンマちょうことですかね。

はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　だから、要するに、それが慣例で来るとする部分がそうなんだよというような話で私たちに聞こえとったと思うとですね。

だけん、そこも含めて、経産省ですよ。それぞれ違うんですよ、競馬は農水省だったり。だけん、そのパーセントも多分、違ってきてて、そこら辺もちょっとまだ勉強ばしとかな何かいかぬとかなと思って。

逆に言うたらですよ。民と民で決めて、熊本市、経産省でこう段階が行ったときに、最終的に、なら八代に1%というところが協定書の中に出てきたときには、それはやっぱ、いただきますよって話ですよ。どやんですか。

○委員長（亀田英雄君）　永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君）　はい。

そこで初めて市長がそれに同意するかどうかという判断が要るのかなっていうふうの一つ思います。それと、その際には、議員の皆さん方の御意見も聞くだろうと思いますけどね。

ただ、これはあくまでも設置に対する同意ではございません。設置は、市の同意がなくてもできるというふうになっております。これは、地元の同意があればいいという規定でありますので、地元の皆さんが同意されれば、そのまま許可がおりるとするところがございますので、設置に関することについては、どうのこうの言

える立場ではないということです。

ですから、市としては、熊本市が地元自治体に対して交付をしたいというふうな申し出があれば、それをどういただきますというのか、いただきますというのか、ということですが、いただけるものはですね、少しでも収入を上げたい、そこはありますけども、そこまでにきちんと整理がされた上での話かなというふうに思います。

○委員（鈴木田幸一君）　ちょっとよかですか。

○委員長（亀田英雄君）　鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。私は、この陳情書のちょっと意味が、ちょっとわかりにくかったですよね。最後にな、場外車券売り場設置の支援方を願うって、これ、誰が、誰に、どういう支援をしてほしかっちゅうとが全くわからぬですよ。

これ、どぎゃんか、ちょっとこの辺のところ、わかっですかね。ぴんとこぬですね。

○委員長（亀田英雄君）　はい、永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君）　そこら辺については、我々もわかりません。どういった御支援をお求めなのか。

○委員長（亀田英雄君）　で、議会に言うところですよ。

○委員（鈴木田幸一君）　はっ。（「議会にたい」「うん、議会に」「議会に支援してくださいよって話ですよ」と呼ぶ者あり）

どがん支援ば。意味のわからぬ。

○委員（小藺純一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、小藺委員。

○委員（小藺純一君）　だから、同じ意味たい。だから、そぎゃんならばたい、さっき竹岡君が言うたごと、書記が言うたごとたい、かわりあいのない物事だったらい、受け付けぬでよかっだもん。市の判断は要らないわけだから。（「そやんですね」と呼ぶ者あり）

そしたら、市にこぎゃんとば上げくつとば、市は関係ありませんからって、何して市の事務局でそれを受けぬごてせぬかって、逆にこっちが言おごたつと。（委員鈴木田幸一君「そやんです。意味のわからぬですね。全く意味のわからぬけん」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） おしゃるとおりですね。で、それは、議会に支援方を願うっていう話ですよ。

○委員（小藺純一君） そやんたい。はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、小藺委員。

○委員（小藺純一君） 議会に対してですね、こういうことしたいから、ぜひ議会も同調してくれという意味を一生懸命求めておられるとだろうと思うんですよ。そういう意味だろうと思うんですよ。私はそやん受け取ってますがね。あと、市長によろしく頼むなんかも何も書いてなかもん。そういうもんだらうと思うんです。議会が、わかったと、意のあるところをくみ取って、議会は支援方願うということに対しては賛成しましょうとか、反対しましょうとか、関係ありませんとか言うかどうかの問題でしょう。それを今問うとるわけじゃなかですか。

○委員長（亀田英雄君） 議会に上がってきとっとですけんね。

○委員（鈴木田幸一君） 今までの陳情を…

…。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。今までの陳情ちゅうとは、大体わかった。今回はちょっとわからぬだったもんだけん。ほんと意味のわからぬだったですね。はい、よかです。

○委員（小藺純一君） いやいや、だけん…

…。

○委員長（亀田英雄君） はい、小藺委員。

○委員（小藺純一君） まあ、よかたい。私は、こういうのを出示してくる自身自身が、今度からやっぱり事務局はですたい、議会が議会の

場で討議するテーマじゃないことをやっぱり、まずもって先方に教えなきゃ。理解させないといかぬと思うんですよ、こういうのは。

書記さん。おお、あそけおった。

○委員長（亀田英雄君） 嶋田次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼議事調査係長（嶋田和博君） ただいまの小藺議員の質問、お尋ねなんですけど、なぜ受理をしたかということでございますけども、会議規則によって陳情は請願に準ずるとなっております。で、請願はと申しますと、これは請願法に基づき、地方自治法や会議規則によって、様式が整っていれば受理しなければならないというふうにされております。

ですから、あらかじめこちらから受理しないというようなことを申し上げることはできないということでございます。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、小藺委員。

○委員（小藺純一君） だから、国防や国家にかかわる問題も市議会は受け入れると。わかりましたか。竹岡さん、わかりましたか。

○委員長（亀田英雄君） あとは議会の判断ですけん。

○委員（小藺純一君） だから、だからですね、だから、これをどうするかっていうことを鈴木田さんはおっしゃってるわけだから、どげんかせぬばんですたい。わからぬじゃ済まぬわけでしょう。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） そうなれば、一言で言うならですね、全くなか資料の中で、これは検討して支援してくれって言っても、ちょっと私は無理です、はい。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい、小藺委員。

○委員（小藺純一君） それでいいと思いますよ。それが私たちの意見ですから。だから、そ

れを取りまとめて、ここで委員長がどう判断するかどうか。だから、おっしゃるように、本当にむげに断ること自身がいいかどうか私もわからぬ。ただし、こういうことを論議する場では議会はないんじゃないだろうかという気持ちは持っております。

○委員長（亀田英雄君） ようございますか、委員長の話ちゅうことだったですけん。

前回、この後からもあるとすばってんが、同様のサテライト関係であったですたいな。

（委員小藺純一君「反対意見な。反対陳情」と呼ぶ）

それについて、わからぬけん、勉強会をしようじゃないかという話を受けて、勉強会をしましたよね。（委員小藺純一君「うん、した、した」と呼ぶ）

で、今、質疑した内容については、勉強会した内容じゃなかですか。（委員小藺純一君「うん、そうそう」と呼ぶ）

それで、民民のことについては我々は介入できない、介入するべきではないというような話で、そのときは落ちついたような私は気がするとすばってん。

あとは、これについて、今先ほど成松委員の話にあったようにですね、これを1回でするかという、そこら付近は、あと委員さんのおのおの判断に。

○委員（小藺純一君） だからですね——はい、いいですか。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員。

○委員（小藺純一君） だから、今、委員長がおっしゃるのが私たちの結論なんです。結論なんだけれども、その結論を私たちだけが知っても周りは知らぬもんだから、再びこういう問題がまた出してこられる。

それはもう、前回、反対意見、野上ですね、野上の同じテーマの反対意見については、それはもう今回なしにしようという話まで私は

きょう言うつもりですばってん、しかし、そやん言うなら、これも同じにせぬばしよんなかごつしなる。

それで、それで済むならそれでよかとばってん、そうじゃなくて、私どもが見とって、1回で、おっしゃるように、審議もせぬで何もせぬでぱっと切ってよかもねろうって。しかし、これを切るためには、これを結論出すためには、前んとも結論一緒に出さぬと片手落ち——差別用語かもしれぬばってん、何か落ち度があるっていう感じがしないでもないんですよ。その判断ですたい。私は、やっぱり同じものだと思います、前のやつと。前は、地域の反対派の意見。今度は、この地域の賛成意見。出てる中身一緒。どやんですか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） ということで、はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） いや、この前はですね、この前のは地元からの陳情ということで、大体わかつとですよ。今回はですね、何か陳情者がですね、つくる側の人からの陳情だから、ちょっとわけがわからぬごてなつとつとですよ。

例えば、地元のほうから、例えば、そこにつくって見たらどうかとか言うた場合は検討の余地があると。あるいは地元のほうからつくらないほうがいいんだけど、だから、支援方お願いしますというのも大体わかる、方向が見えてくつとですけど。この場合は、つくる側のほうから支援してくださいって、議会がこんなもの支援する話になつとだろうかって。

○委員長（亀田英雄君） おっしゃるとおりですね。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっと難しかケースになったもんだけん、資料が余りにも不足して、今の段階で、これは検討の余地にもならないって。私が言うたのはそこなんです。よ。（委

員小藺純一君「ああ、そげん意味な。はい、はい」と呼ぶ) はい。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員、よかですか。

○委員（小藺純一君） わかりました。よくわかりました。

○委員（笹本サエ子君） いいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 皆さん、意見、なるほど、なるほどというような意見が今たくさん出ておりますけど。やっぱり、私はですね、八代市が健全なまちづくりを目指していく中で、こういうのがね、本当にいいのかどうかというのをひとつね、やっぱり本市としても、方針をきちんと持っていたきたいと思うんですね。

そのためには、日奈久の場外馬券場、あれは市有地でした。八代市の土地でした。それで、私らも論陣を張ったんですけども、今回は市民ということになってるわけですね。けども、民と民で決めれば、もういいじゃないかということでは、これはおさまらないと思うんです。

例えば、こういう類いの事業に対しては、例えば、青少年の健全な育成ということを考える場合には、学校とね、どれだけ離れていなくちゃいけないとか、そういうこともちゃんと決まりがあると思うんです。そういうこともきちんと踏まえた上で、やっぱり八代市として、きちんと方針を持っていたかないと、私は、これから先ですね、八代市は、パチンコ店も多いと聞いているし、場外馬券場もできました。だから、こういうことも次から次に出てくると思うんですよ。ただもうかればいい、雇用が進めばいいというだけの問題じゃないと思います。本市として、しっかりとした方針を持っていたきたいということを要請しておきたいと思います。

よって、私は、この問題に対してはね、非常

に憂えておりますし、こういうのはね、誘致を認めたくないなという思いを個人的には持っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、よかですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 今いろいろ話が出るところはもうごもっともだと思いますけれども、先ほど小藺委員も言われたとおりですね、私が危惧してるのは、この地域の各種団体というところの町内長さん方の民意ですね、市政協力員さん含めて。

だから、それを1回で、今度の継続分のやつと一緒に審議未了と取り扱うのか、それとも、両方もう一回、9月ぐらいまで継続で、いろいろなまた情報とるのか、それとも、新しく出た分を1回置いて、民意をしっかりと審議、もう一回勉強したりとか、情報とったりという部分でやったほうがいいのかというような部分で考えるしかないと思うんですね。

○委員長（亀田英雄君） うん、ですね。

○委員（成松由紀夫君） だから、その部分を考えて、私は個人的な意見として、やっぱり地域の町内長さん方というのがあるんで、一発でこう民意を切るとするのはどうかなと。

そしてまた、先ほど鈴木田議員が言いなつた、請願者が企業さんだからちょっとこれもどうかという部分はあるんですけども、説明聞いていると、最終的には民民の部分で、この地域の各種団体っていうのが入っとらぬならですね、あんまり抵抗ないんですけど、そういったところで、もう継続で行ったらどうかというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君） ただいまですね、そろそろ答えを出そうじゃないかということで、方向性を出そうじゃないかということで、成松

委員のほうから継続というような申し出がありました、ほかに意見はございませんか。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、小藺委員。

○委員（小藺純一君） 私はお願いですけども、継続審査に前回なってる平成23年陳情13号と問題は一緒だと思うんですよ。この2つをどう対応するかっていうテーマをたい、上げてもらって、一緒に——この陳情第13号もよく意味はわかってるわけですから、こればどやん、両方ともどやんするかっていうこつばですたい、論議してもらえぬとでしょうかね。それは全く別々な案件で、例えばですよ、私は、100%譲ってですよ、出たばかりの陳情だから1回は様子見てやってよかって私は思うとりますよ、半分。しかし、そやんなってくつと、前受けたとは継続審査したっだっけん、前んとばカットして、今度んとは継続にするって、別に私、そういう必要性もないような気がするんですよ。

だもんだから、一緒にして、セットで、こういう問題はセットにしといてやったらどうかなのという意味で、委員長に、一緒に検討はできぬもんでしょかっていう相談です。

○委員長（亀田英雄君） うん、わかりました。

はい。さっきは、はっきりまでは言わぬだったですばってんが、前回勉強会まで開いてですね、この件については、議会でどうこう言う問題ではないじゃないかというような結論——結論ていうかですね、その確認までして、私は。だけん、審議未了に値するっていうような話までしたっじゃなかろうかって思うとつとですよ。だけん、同じ答えというならば、私がそれは誘導する話じゃなかっですが、その方向かなというふうに私は思うとつとですが。その辺については、どう——今、成松委員からも、地元のという部分は、やっぱり議員のその辺はあ

ることですけん、その辺についてはもう皆さん、これだけ1回継続するかという部分はそれぞれ胸のうちでおっしゃっていただきたい。

で、あとは、それでですね、決まったように動けばよかことですけん。それでよかろう。

前回の勉強会で方向性っていうのは、みんなで確認したはずだろうと思うとですたい。次の、後で出てくる分についてはですね。

あとは、この件が初めて出てきた案件だからってということに対して、どれだけ配慮するかというような話ですけん。（「いっちよずつ、1期ずつ行くか」と呼ぶ者あり）

そこはもう分けて話をしたっちゃよかと思えます。だけど、同じ案件ですよ、内容については。議会が介入する問題でもないし、民民の話でもあると。それはもうそれぞれ委員さんの意見の分かれるところだというふうに思います。

だけん、何人おって話ばすることですから。（「すんなら一緒だと思うな、おら」と呼ぶ者あり）一緒ですよ。だけん、私が今言うたごて、言いましたように、その付近をですね、初めて出てきた案件についてということについて、どれだけ配慮するかちゅうことです、あとは。

○委員（小藺純一君） それだけ——はい。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員。

○委員（小藺純一君） それだけ継続にして、後んとは審議未了にするか。

○委員長（亀田英雄君） いやいやいや。

○委員（小藺純一君） いや、そうじゃなくてたい。

○委員長（亀田英雄君） それも、理由の立てばよか話と思いますけどね。（「出てきたばかりだけんちゅうことですよね」と呼ぶ者あり）

その辺もあれです、どこで線ば引くかという、どのスタンスでしゃべるかちゅうことですけん。

○委員（小藺純一君） だから、前のは審議は済んだと、うん。

○委員長（亀田英雄君） 小藺委員、どうぞ。

○委員（小藺純一君） うん、はい。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○委員（小藺純一君） 前のは審議は済んだと。じゃ、今度んとは、もう一回様子を見て、次回に決めようということやっていっちょくということよかったですかね。そやん意味たい。

○委員長（亀田英雄君） その辺はですね、おのおの意見の分かれるところだと思うですよ。だけん、おっしゃっていただければというふうに思います。

○委員（小藺純一君） 私は——いいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、小藺委員。

○委員（小藺純一君） 苦し紛れのいろんな問題もあるばってん、とりあえず、私たちがみんなで話し合って一致できることならば、2本をまとめといて、継続にして、継続分として9月に結論を出してされたらどうでしょうかというふうに考えますがね、優しく。そういう意味で。ただ、その継続分を審議未了にして、今度の分を継続にするっていうこと自身は、ちょっとそっちのほうに私にとっては逆に、テーマは同じテーマとして抵抗がちょっとあつとですばってんね。どうでしょうか。

○委員長（亀田英雄君） どうでしょうかね。

何のために勉強会をしたかっていう話もありますけん。

○委員（小藺純一君） そうそうそう。

○委員（友枝和明君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 友枝委員。

○委員（友枝和明君） この2本ば一緒にもう今度まで継続してよかばってん、9月決着するようやないと、何回でん、また同じことが出てくると。

○委員長（亀田英雄君） 小会にします。

（午後2時05分 小会）

（午後2時10分 本会）

○委員長（亀田英雄君） 本会に戻します。

今、大方の意見は継続審査だというふうにしていただきたいというふうな話なんです。

○委員長（亀田英雄君） お諮りしたいと思います。継続審査についてお諮りいたします。

陳情第2号・場外車券売り場の設置については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）

お世話でした。

◎陳情第4号・消費税率引き上げに反対する意見書の提出方について

○委員長（亀田英雄君） 次に、陳情第4号・消費税率引き上げに反対する意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

わかりますか。ありますか、4号。（「はい、あります」と呼ぶ者あり）陳情第4号ありますかね。（「はい」「あるある」と呼ぶ者あり）はい。

○書記（竹岡雅治君） （書記、朗読）

○委員長（亀田英雄君） はい、朗読が終わりました。本件について御意見はありませんか。

皆さん、御承知の件ですが、執行部が控えておりますので、現在の状況について求めますか。許可しましょうか。（委員小藺純一君「どやん動くだろ、国が。この二、三日うちじゃなかつか」と呼ぶ、「二、三日で決まっどもね」「二、三日うちにもう」と呼ぶ者あり）

もう皆さん、御承知の件ですけん。（「よか

よか」と呼ぶ者あり)

○委員(小菌純一君) こら――。

○委員長(亀田英雄君) はい、小菌委員。

○委員(小菌純一君) はい。これこそ僕らの判断を超えた判断だから、なかなか難しかね。これは、全体がみんな反対の意見書出すまでもなくて、よしとは誰も思うとらぬとじゃなかですかね。ただ、やむを得ないという意見のほうが強かというだけの話じゃなかっでしょう。

○委員長(亀田英雄君) やむを得ない。

○委員(笹本サエ子君) はい、意見だけ。

○委員長(亀田英雄君) はい、笹本委員。

○委員(笹本サエ子君) 今、本当に切迫した情勢になっているというふうに思います。

私は、ここに書いてあるように、世界は確かにヨーロッパは、消費税率は日本よりも高いですよ。25%とか、水準が高いですけども、ここにも書いてありますように、生活費にはかかってないんですね。日本の場合は、全てにかかるということで、そうすると、低所得者にね、圧倒的に負担の重い税金になってるわけですね。そこが、問題だと思います。

だから、日本の税制の状況を見ると、1億円以上に所得がなれば、逆に税金の率っていうのは下がっていくんですね。そういうのから見ると、ここに書いてあることはもっともだと思うし、八代市内においても、例えば、大企業、外国に生産工場を持ってるところは戻し税というのがあるんですね。そういうところは、実際に消費税率が上がれば上がるほど戻ってくるお金が多いわけですけども、八代市の場合は、そういう業者というのは全くといっていいほどいらっやらないわけですね。

そういうことから見ると、私は、本当はね、これは賛成してあげたいと思うんですけど、あとは皆さんのね、意見に従いたいと思います。

○委員(小菌純一君) はい。

○委員長(亀田英雄君) はい、小菌委員。

○委員(小菌純一君) 私は、これこそ継続にして、次回には結論が出て話でしょうから、意味がわかると思います。今、私たちが早急にこれを、いい、悪いと言うべきことでもないような気がします。そのように思います。

継続をお願いします。

○委員長(亀田英雄君) はい。継続という意見ですが、ほかにございませんか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(亀田英雄君) それでは、決を求めたいと思います。(委員小菌純一君「そっでよかろう、これはな。しょんなかもん」と呼ぶ)

○委員長(亀田英雄君) 継続審査ということです。継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手にて行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第4号・消費税率引き上げに反対する意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(亀田英雄君) 挙手多数と認め、本案は継続審査とすることに決しました。

---

#### ◎平成23年陳情第13号・競輪場外車券売り場南松江町内への誘致反対について

○委員長(亀田英雄君) 次に、継続審査となっておりました平成23年陳情第13号・競輪場外車券売り場南松江町内への誘致反対についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

これについては、先ほどと同じ話ということで、先ほど十分議論した内容ですので、私のほうで進めてようございますか。(「一任、異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(亀田英雄君) 異議なしということ

で、お諮りいたします。

平成23年陳情第13号・競輪場外車券売り場南松江町内への誘致反対については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(亀田英雄君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

#### ◎平成23年陳情第14号・公認プールの整備について

○委員長(亀田英雄君) 次に、平成23年陳情第14号・公認プールの整備についてを議題とします。

要旨はありますが、これについては、いかがお取り計らいしましょうか。これにつきましても、継続審査の中で……

○委員(小菌純一君) はい、よろしいですか。

○委員長(亀田英雄君) 小菌委員、はい。

○委員(小菌純一君) これも、勉強会しようということ、この前、どういう状況でプールがこういう陳情が出たんだということを聞きましたので、十分状況はわかりました。

で、できましたら、できることならば、ぜひ、プールの整備もしていただければと思いますので、私は、賛成をしたいと思います。

そういう意味から、皆さんで、いっちょ賛成していただいて、あとは執行部がそれをどう受けとめるかを眺めて、様子を見て、委員会としては、それでいいんじゃないかならうかと思えます。

いかがでしょうか。

○委員長(亀田英雄君) という意見ですが、ようございますか。

○委員(成松由紀夫君) 委員長、ようございますか。

○委員長(亀田英雄君) はい、成松委員。

○委員(成松由紀夫君) 前回、いろいろ言う

たと思うんですけど、私も。一番最初、プールの設置については、スポーツ活性化の観点からというような中で、今、小菌議員おっしゃるような気持ちだったんですよね。

ところが、いろいろな関係各位でちょっといろいろな意見がありまして、私のところに。協会の方であつたりとか、あと、民間の方々であつたりとか、そういった中ではですね、まだ非常に賛否が今、協会内部であつたり、業界の中であるんですよということがちょっと出とったもんですから。で、予算規模の問題も含めて、またちょっと考えたときに、すぐすぐ、ちょっと私は、個人的にはですね、ちょっと賛成はできないかなと。もうちょっとこう業界の推移をですね、見ないと、民間の方々が非常にですね、やっぱり公認プールができて料金を抑えられるようなものができればということで、いや、いいじゃないですかというような話を私が当初しとったときに、いや、今、民間がいろいろ競合しよる中で、非常にこれも実は困るんだというような御意見等がありましてですね。私もまだまだ、ちょっと勉強不足な点があるもんですから、私は——だからといって反対はしたくはないもんですから、これは、少し継続で勉強させていただきたいというのが個人的な思いです。

○委員(小菌純一君) はい。

○委員長(亀田英雄君) 小菌委員。

○委員(小菌純一君) 私は、これをしたからすぐできるということじゃないということ、この前の執行部の皆さんも、この場でおっしゃってました。ですから、こういうことを出せば、教育委員会かどこか知らぬですけど、担当所管の課が案をつくる。そのことからですね、やっぱり、私たちにきちんと伝えてもらいながら、私たちがその判断をしていく。向こうが勝手につくるんじゃないで、私たちがそれを、そういう社会的条件等を加味しながら、段取りし

ていく。

しかし、予算措置も何もしない、何の計画も立てないじゃいかぬから、一応、やらせてみてはいかがかと。そこまではですね、私は了解していただきたいと思います。

それから先、つくる、つくらぬはですね、今度は、議員がみんなでどういうふうにそれを評価するかが出てくると思います。それは、そのときでいいと思います。

いかがでしょうか、そういう意味で。（委員成松由紀夫君「よく納得できました」と呼ぶ、「継続審査か」と呼ぶ者あり、委員成松由紀夫君「いや、もうそういうことであれば、方向性を」と呼ぶ）

全会一致で行きましょうよ、せっかくだから。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。もう前回のこつですけん。（「はい」と呼ぶ者あり）  
小会にします。

（午後２時２３分 小会）

（午後２時２４分 本会）

○委員長（亀田英雄君） 本会に戻します。  
ほかに御意見ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

平成２３年陳情第１４号・公認プールの整備については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

○委員長（亀田英雄君） お諮りいたします。  
ただいま採択と決しました陳情１件については、これを市長に送付の上、その処理の経過並

びに結果について報告を求めるものとしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、請願・陳情の審査を終わります。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（亀田英雄君） お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

---

## ◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（亀田英雄君） 次に、当委員会の所管事務調査２件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の２件です。

---

## ・行財政の運営に関する諸問題の調査（行政評価システムの導入について）

○委員長（亀田英雄君） このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、まず、行政評価システムの導入についてをお願いいたします。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。

お世話になります。

行政評価システムの導入につきまして、これまで2カ年にわたりまして、市民事業仕分けを実施をしまいましたが、この経験を生かしまして本年度は、行政評価システムを導入しまして、行政活動の達成度や、あるいは要した費用などを明らかにすることによりまして、評価結果を行政活動の見直しや新たな企画立案に反映させるなど、さらなる改革を進め、効率的、効果的な行政運営を行おうというふうに考えております。そこで、本日は、この行政評価システムの基本方針等につきまして御説明させていただきたいというふうに思います。

説明は、豊本行政改革課長にいたさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 豊本行政改革課長。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。行政改革課、豊本でございます。よろしくお願いいたします。座りましての御説明、どうぞお許しください。よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○行政改革課長（豊本昌二君） それでは、今回説明いたします行政評価システム導入につきましては、まず、本日資料を用意しております総務委員会、6月21日、資料1のほうの行政評価システム導入の基本方針（内なる変革への一歩）ということしております。そちらのほうをよろしかったでしょうか。

○委員長（亀田英雄君） 内なる変革への第一歩です。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。内なる変革への第一歩——内なる変革への一歩ということで、済みません、よろしくお願いいたします。

まず、ページをあけていただきまして、1ページからになります。

こちらのほうにつきましては、5月7日の行財政改革推進本部会議で行政評価システムの導

入を決定いたしましたところでございます。

行政評価システム基本方針、今ページをめくっていただいております1ページのほうで、はじめにというところ、1番目のはじめにというところで、文章のほうありますが、税収減があったり、交付税の算定がえ終了があるということで、非常に税収、財政状況が非常に厳しくなるという中で、市民のニーズは高度化、多様化していくということで、限られた歳入の中で、市民サービスの維持向上を図らないといけないと、効率・効果的な行政運営が求められているという中で、このはじめにの中にあります、あれもこれもという事業展開から、あれかこれかという選択の重点化を図っていく必要があるというところでございます。

そのために、今部長からもありましたが、2年間の事業仕分けという経験を踏まえて、このたび、行政評価システムの導入ということを行っていききたいと、そして、本市にふさわしい行政評価制度を構築してまいりたいというふうに思っております。

その下の行政評価とはということにしております。これはもう、皆様も御存じのとおりでございます。プラン・ドゥー・チェック・アクションということで、このPDCAのマネジメントサイクルで行っていききたいというふうに思っております。

続きまして、次のページ、2ページ目になります。

2ページ目につきましては、一番ですね、この三角のピラミッド、下の図にありますが、こちらで、こちらの三角形では、行政評価の対象となります事業、これは大きくは政策、次に施策、それから事務事業という、この三角のピラミッドの中に書いてあることを本来評価していく中で、今回、事務事業評価を——済みません、事務事業を評価していくということで、取り組んでまいりたいと。その中で、この評価の

時期につきましては、事後評価ですので、昨年度、23年度について行った事業を評価していくという形をとりたいと思っております。

続きまして、3ページの、済みません、3ページのほうになります。

3ページについては、導入の目的ということで、大きい5番になります。行政評価の導入の目的、こちらにはもう、先ほどの繰り返しになりますが、成果重視の効率的、効果的な行政運営、それから、行政の説明責任の向上、それから、職員の意識改革ということで挙げさせていただいております。

また、その活用につきましても、大きい6番にあります。総合計画の進行管理、それから、4ページ目になります。予算編成・決算の審査、それから、組織機構の再編や人員配置というふうな活用を考えておるところでございます。

それから、この同じく4ページの大きい7番、評価体制ですが、まずは内部評価を行いたい。これは、所管課長を責任者として、所管部長との協議を経て評価すると。それから、続きまして外部評価に移ります。外部評価は、この内部評価を全部ということではありませんが、この外部評価につきましても2年間行いました市民事業仕分けという形をとって、評価を行っていただくということになります。

それから、またそれを受けまして、最終評価で行財政改革推進本部のほうで決定を行うという形をとりたいと思っております。

現在の進行状況でございますが、この決定に伴いまして、5月、先月に職員説明会を開催しまして、現在、内部評価を進めておるところでございます。来月の13日を締め切りにしております。

それから、あわせて外部評価委員の公募もいたしております。広報の6月1日号、それから、ホームページ、それから、エフエムやつし

ろなどでも呼びかけております。

応募は、今週から実は始まりまして、本日までで4人の方の応募があっており、問い合わせ等もあっております。

それから、もう一つ、資料のほうの説明に入りたいと思いますが、今外部評価委員会の説明をいたしました。もう一つ、資料2ということで1枚物のA4の横になってる部分があるんですが、こちらのほうで、委員会名を市民事業仕分け委員会から行政評価外部評価委員会にということ、それから、委員数をですね、今回14人以内、2班体制、開催の曜日をですね、土日ということで計画をいたしております。

それから、この外部評価にかけます事業につきましては、外部評価委員の意見を聞いて推進本部のほうで選定をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

それから、続きまして、資料3のほうの評価のスケジュールということで、これも横になっております。各々が4月から3月までで書いてございまして、こちらのスケジュールでございます。

こちらは、内部評価と外部評価、ちょっと2段に分かれておりますが、その下の、済みません、外部評価の予算編成作業、12月のところをちょっと見ていただきまして、そこからずっとスケジュールをさかのぼる形でこの計画を立てております。その中で、現在、6月のところを見ていただきますと、委員の公募をやっております。それから、その上の内部評価を見ていただきますと、今、各課で内部評価をしておるところでございます。あとは、それぞれ、委員の選考委員会をしたり、全体会議をしたり、あと、9月じゃない、——10月、11月で外部評価を行うという予定でいたしておるところでございます。

それで、まだこちらですね、御報告することがまだ内容が非常に少ない中で、今回、行政評

価システムの導入の報告をいたしました。

9月の総務委員会ではですね、詳しくまた、こちらのスケジュールにもありますが、内部評価の評価結果の公表、それから、外部評価委員の構成、外部評価の対象事業、それから、外部評価の日程等を御報告したいと思っております。

それと、済みません、もう一つ資料4ということで、八代市の事業仕分けの2年間、平成22年度と23年度の総括ということでつけさせていただいております。

その中で、少し中を見ていただきますと、1ページ、2ページで、先ほど言いました人口の推移や市税の推移、それから、交付税の算定がえの推移、それから、義務的経費などの推移ということで、推移をグラフにしたものを挙げさせていただきます。

それから、この資料の中の14ページのほうで、この八代市事業仕分けのほうを受けまして、おわりにということであらわしております課題と今後の取り組みということで、24年度は、これまでの事業仕分けの経験を生かして、行政評価システムを導入するとともに、市民事業仕分けは、その外部評価として位置づけて取り組むことといたしておりますということです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい、ありがとうございました。

以上、説明が終わりました。

以上の部分について、何か御質問、御意見はありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません、資料2ですけれども、22年度と23年度、そして24年度ということで、市民事業仕分けか

ら、今度はちょっと変わりますよと、外部——何ですかね、いろいろ変わってる部分があつたですけれども、変えた理由というのばちょっと教えていただきたいんですけど。

例えばですね、委員の構成であれば、経済団体とか、住民団体のほうがなくなったとか、あとは、平日から土日に変えたとかっていう、結構変わってる部分があつたですけれども、その変わった理由、変えた理由。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 豊本課長。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。今の委員の構成の変更につきましてでございますが、今回は、より多く、より市民の目線での評価をしていただきたいということで、公募の数をふやしたということで、公募数を全体の14人の中の10名ということでしております。

今まで経済団体、住民団体あたりから推薦をお願いしていたものを、公募でという形ですね、形を変えたいということでございます。

それから、平日開催と土日開催についてでございますが、いろいろな御意見をいただく中で、平日の昼間の時間というのが非常にこう、委員の参加の方、それから傍聴に来ていただく方という問題もございまして、今回の開催曜日につきましては、土日に開催をしてみてもどうかということで、変更をいたしたところでございます。

以上でよろしかったでしょうか。（「事業数」と呼ぶ者あり）

事業数。事業数につきましては、今まで75事業ございました。1年間にですね。で、今回、18事業ということで、事業数を絞っております。これは、先ほどもスケジュールの中で申し上げました予算編成の絡みもございしますが、より事業をしっかり見ていただいて、評価をきちんとしていただくということでですね、事業を絞り込んだところでございます。

○委員長（亀田英雄君） 事業を絞り込んだちゅうことですね。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員、ようございますか。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 事業数がですたい、えらい減ったなというようなイメージがあつとですけれども。大体ですたい、市の事業というのが1000を超えるぐらいの事業から、いろいろずっと絞り込んでいって、最終的に、どんぐらい、200ぐらいやったですかね。そこからまた絞り込んでいって75事業っていうのがあつたですけれども、今までしてこらしたつですけれども、そこから今度また18ぐらいまで減るっていうようなことなんですけれども。何か、せっかくすつとであれば、もうちょっとです、時間かけてでもやってくればありがたいかなというふうに思うとばってんが、そこんところはどやんなんですか。あんま長うすつともいかぬどちゅうような話だいけんがこやんなつとですか。3日間というような。

これ、3日間しかせぬ割にはですたい。すごいスケジュール的にも何かこう、1年間じゃなかばってんが、約1年ですか、こやんスケジュールまでつくってやる必要があつとだろうかって思うぐらいのあれなんですけれども、そこんところどやんですか。

○委員長（亀田英雄君） 豊本課長。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。実は、この行政評価システムの導入ということになっておりまして、まずは内部評価から始めると。内部評価をきちとした上で、外部評価に移っていくということがございました。その関係もございまして、どうしてもこう、たくさんの事業を最初からですね、取り組むことはなかなか難しゅうございまして、その関係もございまして、今回の内部評価にかけます事業も、当初の

予算要求のときにしておりました重点事業の100、大体130ぐらいあるんですけども、その事業についてと、それから、各課で内部評価したいというふうに考えている事業を含めてです、事業数を、事業数をまず内部評価にかけてということのところがあつた関係もありまして、外部評価に来ます数字のほうが少しく少なくなつてるといふ形になっております。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今までの事業仕分けの内容と、今度外部評価ちゅうことであつて、スタイル的に変わつとかなと思うとですよ、何か、やり方的なところがですたい。

私がちょっと思うところで、ちょっとお話しすれば、何かこう、いろんな事業、18の事業が決まったというような中で、執行部のほうがいっぱい説明をして、いろいろ説明をしながら、外部評価委員の方がそっちに座つとて、いろんなこっちから説明をして、執行部の方が。で、それについていろんなやりとりやつて、最終的に、じゃ、どやんしますかねっていう話。

今までと、またスタイルが変わるわけですか、これ。どやんなんですか。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、豊本課長。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。

外部評価については、スタイルが変わるといふことではございません。

先ほども言いました、その前の行政内部で行います内部評価のほうをですね、より充実させていきたいというようにところでございます。はい。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 今、課長が言つたとおりでありますが、まず、今回の大きな違いは、内部評価をしっかりやる、自分たちがみ

ずから自分たちの事業をしっかりと見直して、そこで評価をしようと。で、その評価したものを外部評価としてチェックしていただくということが、大きく違います。

それと、今回、18事業の選定の仕方なんですけども、内部評価は先ほど言いましたように、ことしは百何ぼやるんですけども、それを全てお見せしまして、どれを選定されますかというのを委員に選定をしていただく。だから、こちらから18事業を選ぶんじゃないくて、外部評価委員に選んでいただく。これは、自分たちに、何ば評価すればよかつかいというのを自分たちに選ばせてくれっていうのが、今までの大きな声だったんですね。ですから、そこが大きく変わってきたのかなっていうふうに思っています。

将来的には、ことしは百幾つかの事業を対象にしますけども、将来的には、私は、全事業が対象だというふうに思っております。全ての事業をやっぱり内部評価すべきだと思っております。

ただ、それが、全てを外部評価に移すと、やっぱタイム、時間的なものとかですね、物理的なもので非常に難しいんですけども、次からどのくらいの事業が可能なのかどうかというのは、今からも検討が必要なんですけど、本年度は、そういった形で、試行といいますか、いう形も少し取り入れながらですね、将来に生かしていこうということで、こういった事業をするようになっておりますので。

それと物理的に3日間ぐらいしかできないっていうのがあります。というのは、やった結果を予算に反映しなければ全く意味がありませんし、この評価と、それから、決算審査特別委員会での御評価がございましてですね、議会からの評価。それを合わせて、次年度の予算につなげていきたいという趣旨ですので、やっぱり時期が限られてくるっていうのもありますので、こ

の秋口ぐらいまでに済ませたいっていうのがある。そういうことで、このくらいの事業数になってしまっているのかなっていうふうに思います。それは御理解いただければなと。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。よくわかりました。

今までの意見取り入れて、よりよくやっていこうというような気持ちがですね、ちょっとうかがえたのかなというふうに思います。

でですね、ただ、いろんなですね、意見があったかというふうに、これまでの事業仕分けについてですね、あったかと思うんですけども、先日も新聞記事のほうにもですね、いろいろ、えらい何か辛口な意見も書かれているというふうなこともあったんですけども、何でそやんことが起こったかどうかちゅう話なんですよね。

というのが、実質的に、自分たち、総務委員会でもですよ、この間、事業仕分けの関係、どやんふうに予算に反映したんですよというふうな御報告いただいたときに、私たちが、いろんな意見出しましたよね。表についても、これはちょっと見にくかろうとかっていう話もしたし、これは変えたほうが、載せるんだったら、ホームページに載せるんだったら変えたほうがよかつじゃなかですかというふうな意見も出したにもかかわらず、そのまま載せてあったと。

で、それにつつつかれて、また新聞記事に書かれとる。せっかく、いいことをやってるのに、そういった落ち度があって、せっかく自分たち、議員たちも一生懸命考えてから提案してるのにそれができてないというのが、私は非常にあの新聞記事を見てから残念だったですよ。

だけん、せっかく、今度もこうやって、いろんな意見取り入れながらされるということであ

れば、いい評価がされるような形ですね、捉えられるような、しっかりやってもらいたいというふうに思ってますんで、ぜひ、そこら辺のところ。こうやって報告だけで終わるんじゃないですよ、しっかり言われたことはちゃんと頭に入れて、変えてもらうようなことを徹底していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 今、野崎議員もいろいろ厳しいお話ではありますけども、そもそもですよ、そもそも質問したか部分は先に永原部長がおっしゃられたんですが、その18事業の抽出は外部評価委員の意見からということで、それはもう間違いなくてよかったですよね。

で、事業仕分けのときも、そもそもですよ、75事業を、大体そこから仕分けだったって思うですよ、本来、さすっとなら。もう事業仕分け委員さんたちに、八代の事業ば全部見て、あなた方でおかしかって思うもんばピックアップしてくれていうような中でのガチンコ勝負でやるようなことじゃなくて、やっぱり役所の中で選んどってから、ちょっとこればもんでください的な部分ですよ。

私はほら、どっちかという事業仕分けは反対なほうだったけれど、個人的に。そもそも事業仕分けばせなんごて役所の職員さんたちは仕事しとらぬとか、日ごろっていう、そもそも論なんですよ、この事業仕分けも。別に拘束力もないし。

で、このデータ見たら、一定のその、何ちゅうかな、一定の成果があったとか。で、この何ですかね、傍聴者のアンケートで、22年度63%有効とか、23年度は50%。事業仕分けを継続するも、同じようなパーセント。これはですよ、傍聴に来らす人とか議員とか、こん人たちはもう興味のあらす人たちだいけん、私は全くもって、この数字はあんまり関係なかなと思

うですよ。

教育委員会的な話で言うと、本当に親学を勉強したり、保護者にスキルアップしてもらいたい人たちは、——ばっかが来らすとですたいね、講演会するなら。そして、本当に来てもらわぬばあかぬ、育児放棄でパチンコばっかしよらすごた人たちは来らっさぬとか、本当に学ばぬばん人が来らっさぬでというような、ほら、いろんなジレンマもあつですよ。

だけん、ちょっとこのアンケートも、何でもかんとば載せらしたっかなというとも一つあります。

それと、その今度の18事業は、外部評価委員の意見を聞いてということで、けれども、これは、推進本部で選定ってなつとるですよ。

だけん、これは、逆にですね、外部評価委員に決定までですたい、決定権まで与えてされるような形をされたほうがいいと思います。そのかわり、職員さんたちは大変ですよ。そこまでスキルアップして、自分たちで資料ば、じゃ、その方々がそろえていかすか。事業仕分け委員がそのまま移行して行って、公募の人たちも受け入れます的な何かイメージで聞いたばつてんが。

そういう部分がですね、ちょっとこう、やるなら、どうせやるなら、どうせやるならやるで、ガチンコでやんなはったほうがよかろうし、もう逆に言うなら、しならぬならしならぬですたい、永原部長が心強か言葉じゃあつとですよ。この行政、今、さっき言わしたとは、行政評価は、内部評価をしっかりやるんです。これが意義があるんです。でも、これ裏返せばですよ、なら、今までしとらぬだったっかいってとり方もあるけんですね。内部評価ば今までしてなかったんですかって。行政評価ばするけん、内部評価ばしっかりするけん、よかこつてしょうがつて言うたっちゃ、そんなら逆に、冷ややかに見とる者からすつと、なら今まで内部

評価しとらぬとというとり方にもなるわけですね。

だけん、やんなんならやんなるごつ、あんまりこう何ちゅうか、複雑にせぬで、もうわかりやすかスタンスでしならぬと。私は優秀な職員さんたち、いっぱいおんなつと思うとですよ。で、予算編成だ何だ、いろいろ仕事ば抱えておんなる中ですね、あんまり、こやん事業仕分け的なものとか、外部評価もよかばってん、それよりも何よりも自分が与えられた仕事ば、それこそ自分で自己検証して、自分で評価して、そして、それは議会にでも、市民の皆さんにでも——市民の皆さんには、どうですかという部分で、サービス向上につながったり、議会からもいろんな意見があったら、全部きちんと理論武装して、ちゃんと頑張つとる部分ば、いや、議員さん、こうなんですよって、こやんふうにこやんなんですよってという部分が、私は、大体は、職員さんたちのあるべき姿じゃなかった。

あんまりこう、いろんなことば複雑にし過ぎて、職員さんたちも仕事を抱えてですよ、もう、晩も遅う帰りよんなはっし、やっぱ、そこは時間から時間でばちつとですね、していただきたいなというふうに思いますので。やんなつということならば、内部評価ができることがちょっと違うけん頑張つとつですよということじゃなくて、もうそやんとはそもそも当たり前で、その18事業の抽出の仕方、そこはやっぱり、ちょっとガチンコスタイルでやっていただければなど。私の私見の思いも込めて、意見ですので、よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） 意見ですか。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ、部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。ありがとうございました。随分、応援をしていただいたというふうに我々受けとめさせていただきま

す。

それから、先ほどの野崎議員の御指摘もそのとおりだと思ひまして、我々も常に改善を図りながらやっていかないかぬときに、私は市民にわかりやすいつていうのが一番だと思いますので、そこは心がけていきたいと思ひます。

それで、もう一つ、これまで、じゃ、内部評価してこぬだったっかいというと、実はずっとしてきております。これは、予算編成の中で、予算査定、予算要求する際に我々必ず内部評価して、これは必要だから予算をお願いしますという形で資料を出しておりますので、内部評価というのはずっとやってはきております。

ただ、こういったシステムといいますか、形ではですね、やってきておりませんし、あくまでも庁内の中での話でしたので、今回これを全て情報公開、資料も全部出していきますし、こういった内部評価をやったのかというのを出していきます。

それから、18事業に絞る場合、これも委員の皆さん方に絞っていただきますけども、それをまた絞り直すという意味じゃなくて、これは、こうやって18事業を外部委員さんたちが希望されてますつていうのを本部でオーソライズするつていいですか、決定するつていう手続ですから、決して、これをまた選び直すつていうことじゃなくて、基本的には、それを大事にしたい。そのために意見を聞くわけですから、基本的には大事にしたいと思ひます。

で、ただ、もしかしたら、物によってはですね、わざわざ評価されなくてもいいつていうものもあるかもしれません。全部出してやるわけですからですね。より効果的にやるためには、変更のある場合もあるかもしれませんが、基本的には、外部委員さんたちの御意見を尊重したいということで外に出すわけですから、それは本部でそれを大事にしていくつていうのが基本スタイルでございますので、そこを曲げたりと

かいうつもりはございません。というのが今のスタイルでありますので、今の御意見をしっかり受けとめて進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ないようでしたら、以上で行政評価システムの導入についてを終了いたしますが、部長、くれぐれもですね、今の気持ちで進めていただきたいというふうに思います。豊本課長、真面目ですけん、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。（「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

---

#### ・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市地域防災計画の見直しについて）

○委員長（亀田英雄君） お待たせしました。

次に、八代市地域防災計画の見直しについてをお願いします。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、坂本市民協働部長。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。

それでは、お疲れのところ御迷惑と思いますが、市民協働部が所管をいたします2つの案件につきまして御報告させていただきたいと思います。

まず、地域防災計画の見直しについての御報告でございますけれども、今回の一般質問の中でもですね、いろいろ御意見をいただきましたけれども、今年度見直しを行いました概要につきまして、防災安全課長より御報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）それでは、私から説明をさせていただきますが、座りまして説明してよろしいでしょうか。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。はい、どうぞ。

○防災安全課長（東坂 幸君） 5月31日に八代市防災会議が開催されまして、八代市地域防災計画の平成24年度見直しがなされました。その部分も含めまして、地域防災計画見直しの全体概要を報告させていただきます。

資料の説明に入ります前に、少しお話をさせていただきます。

地域防災計画の見直しは、毎年開催されます防災会議におきまして全体的に見直しを行うべきところではございますけれども、昨年3月1日に発生しました東日本大震災を踏まえまして、これまで防災計画の中では重点的として取り扱われておりませんでした地震、津波につきましての対策が、全国的に重要視されるようになってきております。

八代海に面して海岸線があります。海拔ゼロメートルから数メートルという平野が広がりまして、また、活断層でもあります日奈久断層が南北に縦貫する本市としましては、この地震、津波への対策を講じなければなりませんし、その対策というのは、今後の最重要課題であるというふうに考えております。

現在、津波に関しましては、想定される被害の範囲等を熊本県が調査しておりますが、この中間取りまとめがことしの8月ごろに予定されております。これを受けまして、本市における被害想定地域等を把握した上で、計画を見直すことになります。

そういうことから、八代市地域防災計画の抜本的な見直しは、来年5月ごろに開催を予定しております防災会議で行うことになっております。要するに、2年かけまして地域防災計画を

見直すことになっているということを、まず御説明いたします。

それでは、資料の説明に入ります。1ページをお願いいたします。

八代市地域防災計画見直しの全体概要でございますが、1番の背景としましては、先ほども述べましたが、東日本大震災により、甚大な人的、また物的な被害が発生しましたことから、本市におきましても、対策の検討が必要となってきたということでございます。

2番の見直し基本方針ですが、ここではまず、ここに記載しております2つの委員会の説明を申し上げます。

見直し検討委員会とは、関係課長と30名によります庁内プロジェクトでございます。

次に、見直し調整委員会とは、防災関係団体、消防本部でありますとか、消防団でありますとか、警察、自衛隊等によります庁外プロジェクトでございます。

これらの中で十分な検討を行います。その中で、これまでの災害による被害、対応、教訓等を踏まえまして、実効性の高い計画を策定いたします。

また、想定外がないように、オーバースケールとを感じるぐらいで設定していかなければならないというふうに感じております。

また、減災や多重防御といった観点から、ハード面、ソフト面での対策を組み合わせた防災対策を推進いたします。

次に、3番目の平成25年度における計画見直しの主なポイントでございますが、先ほど述べましたように、この25年度計画が抜本的な変更を加えました新しいスタイルの計画となります。

主なものとしましては、①番でございます、ここが最大の変更点ではございますけれども、現在の防災計画におきましては災害種別では分けておりませんけれども、これを編として、災

害種別ごとに編集してまいりたいというふうに考えております。

少し飛びまして、⑥でございますが、本市の災害特性にあった防災計画の見直しというところ です。

680平方キロという広大な面積と海拔のゼロメートルから県内最高峰の1739メートルの国見岳までという地理的条件が全く異なる地域を有する本市におきましては、さまざまな災害が想定されます。そういう特性を考慮した計画でなくてはならないというふうに考えております。

続きまして、2ページをお開きいただき、お願いいたします。

2ページ、3ページには、これまでの検討経緯及び今後の予定を記載しております。

まず2ページですが、ここに記載しましたように、昨年5月の県防災会議からことしの5月まで県の説明を幾度か聞き、また、検討委員会、調整会議を適宜開催しまして、検討しながら、5月31日に八代市防災会議を開催したところでございます。修正箇所等を審議していただき承認を得たのが、現在における最新の計画となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

今後の地域防災計画見直しに係る今後の予定ですが、最上段でございます、アンダーラインを引いておりますけれども、ことしの8月ごろに予定されております熊本県による地震・津波被害想定調査中間取りまとめでございますが、先ほどから説明いたしておりますように、ここが最大のポイントとなります。

本市に限らず、どの自治体もこれを待っている状態でございます、これを基礎として、地震・津波対策を考えていくこととなります。その後、検討委員会、調整委員会を適宜開催しながら、いろいろな意見を聞き、論議を交わしながら計画を練ってまいります。

また、広く市民から意見をお聞きする観点から、来年2月ごろにパブリックコメントを実施していきたいというふうに考えております。

最終的には、来年5月ごろに開催予定の八代市防災会議におきまして、平成25年度改訂版の八代市地域防災計画を策定することにしております。

4ページをお開きください。

この4ページから6ページにかけましては、防災計画の平成24年度修正分の主なものを記載しております。

今回の見直しは、大きく3つの視点から見直しを実施しております。

1つ目が、被災地に派遣された職員等の意見を、あるいは検討委員会、調整委員会によりまず意見をもとにした見直しでございます。2つ目が、法の改正、現状に合わせた見直しでございます。3つ目が、災害履歴、災害想定等の追加に伴う見直しとなっております。

まず、4ページですが、1番の被災地に派遣された職員の意見等に伴う見直しというところの主なものとしましては、③番の緊急輸送道路の確保の必要性から、国道、県道の8幹線を新たに指定しております。また、④番では、避難所運営のあり方を見直しております。⑤番におきましては、瓦れきの仮置場や仮設住宅の建設予定地を新たに選定しました。また、⑦番では、川内原発から約80キロ、玄海原発から約130キロ程度離れてはおりますものの、新たに原子力災害対策を追加しております。

次に、5ページですけれども、法の改正、現状に合わせた見直しでは、その主なものとしまして、①番では、自主防災組織の組織率向上や、その後の体制の強化等を検討しております。また、②番では、本市で災害が発生した場合、各地から送られてくると予想されます支援物資の仮置場等を新たに定めております。また、⑨番では、昨年6月に開催しました平成2

3年度八代市防災対策連絡会議により協議、了承されました大津波警報発令時の暫定的な避難勧告基準、海岸から5キロというものを記載しております。なお、この海岸から5キロという部分を先ほどから説明しております、ことし8月に予定されております熊本県からの津波想定の中間報告を受けまして、その後検討することといたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

3番でございますけれども、災害履歴、災害想定等の追加に伴う見直しでございますが、これまで、本市で発生しました災害の記録を整理いたしまして、地震と風水害に分けて取りまとめ、これを追加いたしました。また、これまでに作成しておりますそれぞれのハザードマップにおける想定も取り入れ、相互の関連性を図っております。

なお、6ページの中段からは、4、組織編制等に伴う見直し、また、5、主な資料の見直しとありますけれども、これは、部や課の名称、あるいは災害時の対策本部等の部、班等の名称の変更ですとか、資料編での数値、地名等の変更、追加が主なものでありますので、説明は省略させていただきます。

また、7ページ、8ページには、平成24年度の本市におきます防災関係事業を参考までに添付させていただきました。

7ページにありますように、八代校区住民参加型防災訓練が既に5月に実施され、また8ページに記載しておりますように、植柳校区の住民参加型防災訓練が9月に予定されております。これが実施されますと、市内全校区での住民参加型防災訓練が一通り実施されたということになります。

ここまで、八代市地域防災計画の見直し及び今後の予定につきまして説明してまいりましたが、どのようにすばらしい計画をつくったとしても、それ自体には何の意味もないんじゃない

ないかなというふうに思います。

災害時には必ず必要となります自助・共助・公助の理念を含めまして、いかに市民の皆様方に計画の内容を説明して、その内容を理解していただき、また、いざというときに、その状況に応じた行動をとってもらえることにより、とうとい命を守っていただく、あるいは行政として、そのお手伝いをしていく、そのことが何より重要だというふうに思っております。

このことを念頭に置きながら、来年5月に予定しております新しい地域防災計画の策定を見直していきたいというふうに思います。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい、ありがとうございます。

以上の部分について、何か御質問、御意見はありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 1つだけよかですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 東日本の大災害についての対応策として、石巻市の災害対策が非常によいということで、してありました。

石巻市のほうに自民党のほうで研修で行ったときに、どこの部分だろうかっていうことでしたところ、社協（「社協」と呼ぶ者あり）社協か、あつ、社協か、社協を中心としたですね、対応をしたということですね、非常に感心する対応ができたって。

これは、要するに、行政での、行政はどうしても平等平等って、いろんな批判があったときに対応せぬばいかぬということで、その辺のところ、ついまた対応がおくれるっていう、対応のおくれがまた対応のおくれを生む、あるいは行政独自のいわゆる手続に非常に時間を食うて、被災者に対する対応がまたおくれっていくという、そういう大きな欠点があるのを、石巻市の社協が相当な勢いで解決していったというふ

うに私は理解しております。

そういった意味で、もう少しその辺のところが出てくるかなって思いましたけれども、そいつがなかったもんだからですね、行政中心の災害対策を中心にしてありますので、もう少し各種団体とか、いろんなボランティア団体に呼びかけながらっていうのも、この中に含めてもいいんじゃないかなっていうふうに感じたんですけど。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 東坂課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。

今、鈴木田議員さん、おっしゃいましたように、先ほど私が説明した部分っていうのは、大変行政の部分が中心だったというふうに聞こえたかもしれませんが、委員会、あるいはその他のですね、皆さんの意見という部分で、調整委員会等には、先ほどは、災害対策の団体、消防ですとか、そういう部分を挙げましたけれども、もちろん社会福祉協議会でありますとか、そういう部分もですね、含めまして、いろんな形での検討を進めていきたいというふうには考えております。はい。

○委員長（亀田英雄君） ようございますか。

○委員（鈴木田幸一君） はい、ようございます。

○委員長（亀田英雄君） はい。

ほかにありませんか。

○委員（成松由紀夫君） よかですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 簡単に2点。はい。

今、話が出た調整委員会の庁外プロジェクトですよね。そこで消防関係も入ってくって思うんですけども、今、鈴木田議員が言われたとおり、いろんなところにネットワーク広げて、密にやっていってくれよと。石巻が実際、社協がですね、ほんと何というんですかね、自分の家

は流れて、自分の家族が被害に遭われとっても、やっぱりその中で自分のすべき社協での活動に従事されたという涙ぐましいですね、話も聞いてまいりました。そういった意味で、その調整委員会のほうの充実もお願いしたいと思っています。

それと、確認が1点だけですね。

八代市災害時協定事業所登録制度を見直していくというような、現在11件、この部分に入っておりますかね。例の災害協定の自動販売機、辻本課長が詳しくあったと思いますけども。振りませんが。コカ・コーラと当時サントリーが、前、2事業者あったんですよね。で、コーラなんかは災害時に情報をばあっとこう掲示板で流す。すと清涼飲料水はどんどんもらえる。すとサントリーの場合は、清涼飲料水に、100リッター、——1台につき100リッターのミネラルウォーターを備蓄させるというような部分で、非常に何か八代が有利になるような、有利に動くような協定が結んであるじゃないですか。

で、その状況が、何か最近の話ではふえとるような、いろんな状況もあるっていうことがあるんで、もう簡単によかですけん、それがどやん状況になっとつとかと、それと、この八代市災害時協定事業所登録制度はマッチングしてくるのか、この11事業所と20事業所の目標の、この絡みはどやんなっとつか、進捗ばお願いします。

○防災安全課交通安全防災係長（高田剛志君）

はい。

○委員長（亀田英雄君） 高田係長。

○防災安全課交通安全防災係長（高田剛志君）

成松議員の御質問の協定及び協力事業所につきまして、お答えいたします。

皆様のお手元にある事業所の数というのは、協力事業所、いわゆる、うちの会社は、災害があったときに、避難所の提供をする、あるいは物資の提供をする、そういうものが、現時点、

11団体あります。

で、現在のところ、約4年後につきまして、それを20事業所行っていきたいというところで、アクションプランの中でそれをうたっておりますので、今回、数値を盛り込んだということです。

もう一点、副委員長がおっしゃいました、いろいろコカ・コーラだとか、そういう自販機のボトルにつきましては、これはですね、災害時における協定書というところで、現在、事業所は別にこちらは推進しています。

現状を申しますと、今、32の事業所及び団体と協定を結んでおりまして、これは、鋭意進んでいるところでございます。

なお、今年度につきましては、5月9日に熊本広告株式会社と避難所誘導広告付き看板に関する協定、これを結んだところでございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） なら、その災害協定の自販機屋さんは、もう三十幾つあるということですか。

○防災安全課交通安全防災係長（高田剛志君）

はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、高田係長。

○防災安全課交通安全防災係長（高田剛志君）

はい。自動販売機におけます協定書の数でございますが——失礼します。はい、お待たせいたしました。

コカ・コーラとですね、ペプシ、それと、ヤクルトさん、ビバレッジ、4つの事業所と結んであります。（委員成松由紀夫君「現在、4つですね」と呼ぶ）

はい。（委員成松由紀夫君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　そういう部分も含めてですね、小さいところまで連携されて、ただ、小さいところまでリンクするのはいいんですけども、職員の皆さん方も複雑になって、あんまり自分たちで複雑になり過ぎて難しかったというようなことにはならぬようにしてもらわぬといかぬなと。というのがですね、実はこやんことがあって、八千把の会地公園ですね、会地公園にも防災型の自販機があつとですけども、何かの折に、愛護会の方々と除草作業しよつとときに、これは防災型というとはわかつとつと。ばつてん、ほんなこて災害の来たときに、鍵は役所しか持たつさぬとたいなというような話があつて。で、よくよくやっぱ出張所へ行ったりしていろいろ聞いたら、役所のほうで、辻本課長がばつちり持つとんたつたです、全部。

だけん、災害時にそいば全部あけに行きなつたりすつととか、あやんだどやんしなつとですかつていうことで、当時、課長に、今もう次長ですかね、辻本さんに対応してもらつて、出張所も持つてもらふようになったんですよ。

だけん、臨機応変に、災害時の部分は、職員さんたちはもう有事のときには、本庁に来ていろいろなことあろうし、そういうリンクしていく部分も融通がこう、地元が動きやすいような簡潔なやり方で、いろいろ計画も進めていつてもらいたいと。つながつてはいかぬばんばつてん、難しくせぬで、地元を活用するつていうようなやり方で、ぜひお願いしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　ほかにありませんか。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君）　はい。済みません、1ページ目、2ということで、見直しの基本方針ということで、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画の見直し

を行うということで掲げられておりますけれども、地震とか津波とかつていうのが、今度の防災計画の中で、どこで起きた場合とかつていうのを想定しとつとですか。例えば、津波がそこら辺で、震源がその八代海の下だったとかですたい。あとは、地震は、その断層があれで来たとかつて、どういったところば想定しとらすとですか。

○防災安全課長（東坂 宰君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　東坂課長。

○防災安全課長（東坂 宰君）　はい。

まず、地震につきましては、当然、日奈久断層が走っておりますので、その部分でということになります。

また、細かく申しますと、この地震につきましても、この八代市を震源とした場合、あるいは、この少し離れた場合といひますか、そういう形で、いろんな、地震だけではなくですね、ほかの災害についても、ある程度のマニュアルはつくつていかなければならないというふうに考えております。

それから、津波に関しましては、現在、県が先ほど述べましたように調査をやつてらっしゃるわけですが、日奈久断層を中心とした、あるいは八代海へずっと伸びておりますので、そのあたり、あるいはまだそこまでですね、私ども、詳しい津波の部分につきましては、県から報告は受けていないんですけども、津波に関しましては、天草の島々がありますので大変難しいとは思ひうんですけども、近海で起きた場合という形でのですね、想定はなさつてゐるのかというふうに感じております。

それを取り入れながら、私たちもそれを取りまとめいくという形になろうかと思ひます。

○委員長（亀田英雄君）　はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君）　はい、わかりました。地震については、日奈久断層があるけん、一番わかりやすいあれかなというふうに思ひとです

けど、津波に関していけばですね、若干尻尾のほうに海に入るとということは聞いておりますけど、そこら辺のところに断層があるかっていったらなかですよね、海底にですたい。そんな草沖、先という話になってくつとかな、どやんあつとかなという話もあつとですけれども、やっぱ県がどやんふうな考えで、今、県の報告を待ってるような状況って話なんですけれども、県がどやんふうなところば想定して、それが八代に合致するののかどうかちゅうとがですね、ちょっと私は微妙かなって思うとですよね。

だけん、そこら辺のところば、その報告を見ながらちゅう話なんですけれども、最終的には、自分たちで考えぬばんとじゃかろうかなって思うとですたいね。

で、あと、上位の計画っていうとば見ながら、それに準ずるような形でつくりますよっていう話なんですけれども、上位といえは、八代市からいえは、まず熊本県でしょうと、その上は、また国でしょうって話なんですけれども、一時期ですよ、何カ月か前だったと思うとですけれども、震源がどこだったかな、ちょっと忘れたばってんが、そこで総体的に津波が起こったということを想定して、全国的なマップば出さしたですよね、津波被害がどんぐらい来るかとかっていうとばですたい。

で、たしか、それば見れば、熊本県とか八代市あたりは、ほとんど何もなかったですよね。震源が遠かちゅうともあつたばってんが。あるところじゃ、四国あたりじゃ何十メートルっていうとばつくらぬばんっていう話で出とつたばってんが。ああいう資料とかっていうのは、見られとつとですか。持っとられとつとですかね、そういったのも。そういったところを見ながらですね、やっていただければというふうに思うとが1つあります。

で、もういっちょですね、言わぬばんって思

うたとがあつたばってんが、済みません。思い出してからまた言います。ちょっと忘れた。申しわけない。（笑声）もういっちょ何か言わぬばんと思ったんですが。

○委員長（亀田英雄君） 説明はよかたいな。持っとんなっていう話だったですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（野崎伸也君） はい。それ、いただければありがたいんですけど、はい。

○委員長（亀田英雄君） 皆さん、その資料要りますか。資料請求しますか。

○委員（野崎伸也君） ううん、ここ全員じゃなくても、個別にもらってもよかばってんですね。特に、特段私は請求しませんけど、ここでは。

○委員長（亀田英雄君） はい、わかりました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ないようでしたら、以上で八代市地域防災計画の見直しについてを終了します。

会議が長時間にわたりますので、休憩をいたします。

しばらく休憩いたします。

（午後3時19分 休憩）

（午後3時31分 開議）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（地域要望制度について）

○委員長（亀田英雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域要望制度についてをお願いいたします。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 坂本市民協働部長。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。

それでは、大変お世話になります。

最後にですけれども、地域要望制度について御報告をさせていただきたいと思います。座って御説明させていただきたいと思います。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○市民協働部長（坂本正治君） この制度につきましては、制度というふうにつくっておりますけれども、実際的にはですね、要綱を定めたり、それから、規則を定めたり、そういうことではありませんので、制度ということで、仕組みということで御理解をいただければと思いますけれども。今回、議員さんの皆さん方にもですね、いろいろ御心配をおかけしましたけれども、従来ありました校区要望についてですね、少し内容を変更、修正を加えました。その点につきまして報告をさせていただきたいというふうに思っております。

今回につきましては、大きくですね、前回までと違ったということでは、3点ほどありますけれども、まず、取り扱いの窓口をですね、その要望書の取り扱いの窓口を従来の秘書課、あるいは各担当課から市民活動支援課のほうに一本化したということで、窓口を一本化したことが大きな特色でございます。

それから、2番目に、要望に対する回答をですね、行うことにしました。というのが、ややもすると今までですね、一方通行的に要望されても、市としてのお答え、考え方、そういうのをなかなかお伝えできなかったということで、今回は、我々が、市民活動支援課が窓口になってですね、まず、要望に対するお答えを返そうじゃないか——それはもうできる、できないは別としてもですね、要するにどういう考え方で、どういう取り組みをするかということも含めてお答えを返そうということでの回答を行おうということにしました。

それから、3つ目ですけれども、要望の時期をですね、少し早めました。従来までは、10月、11月の時点で要望活動をやっていたい

ておったんですけれども、今回から少し早めましたですね、8月末まで時期を早めたということなんですけれども。これは、いろいろな要望があってもですね、なかなか次の次年度の、例えば、予算に計上するとかですね、そういう作業がなかなか、10月、11月に要望を受けても、それから調査を始めて、精査をして、予算をつけるというのが、なかなか厳しい状況でありましたので、今回から、少し早めさせていただいてですね、できるものは、予算として要求ができればということの考え方から、少し早めさせていただきました。

大きいこの3つの点が改正した点でございますけれども、詳細につきましては、担当の市民活動支援課の課長のほうから御説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長（辻本士誠君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、辻本課長。

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長（辻本士誠君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民活動支援課の辻本です。座って説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長（辻本士誠君） お手元にお配りしております資料、地域要望制度についてという2枚物の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、冒頭、現状及びねらいと記載しておりますが、これにつきましては、ただいま部長のほうから話がございましたので、省略させていただきます。

その下の要望書提出に係る変更点ということで、変更の部分につきまして御説明いたします。項目に沿って説明いたします。

まず、名称としまして、地域要望書というふうにさせていただいております。通常、校区要

要望書というふうには行政側では呼んでおりますけれども、今後、現在、住民自治を進めている中で、地域協議会という自治組織を立ち上げております。その中で、1校区の中で複数の地域協議会というのにも出てくる可能性もございますので、地域要望書というふうにさせていただいております。

次の提出時期でございますが、8月末までということにさせていただいております。これにつきましては、先ほどありましたように、予算に反映できるように、事前にですね、事業課のほうで検討させていただく時間が必要ということでございます。なお、期限が過ぎましても、受け付けは同様にいたします。

次に、提出の様式でございますが、2枚目につけております要望書の様式と、様式4という、それぞれ項目を一覧にした様式、これに統一させていただこうということで、これもこちらの、行政側の都合ではございますけれども、これをお願いしたいということです。

それから、提出者のお名前ということでございますが、これまで町内会長方の連名とか、市政協力員のお名前あたりで提出されておられたところもございます。特に、市政協力員名というのは基本的に市長が委嘱した特別職ということで業務も違いますので、基本的には、地域協議会が設置された地域につきましては地域協議会の会長名でと、それから、それ以外の未設置の校区につきましては、町内会長、そのあたりの連名、もしくは連合会の会長名、その他、地域の団体、または議員さん方の連名もつけていただいて結構ということでございます。

次に、提出の窓口でございますが、これまで秘書課に持ってこられたり、直接事業担当課のほうに持っていかれてるという、ばらばらでございます。そこを市民活動支援課のほうで一括して受け付けまして、各事業担当課のほうへお返しするという流れにしたいと考えております。

す。

それから、市長との面談でございますが、校区によりましては、日程を調整されまして、直接市長のほうに要望を言いたいというところで、秘書課のほうでは対応しておりましたが、これも従来どおり、されておられるところにつきましてははですね、市民活動支援課、または支所の総務振興課が秘書課と日程を調整しまして、それを進め、対応したいと考えております。

それから、要望内容につきましては、それぞれ基本的には、町内のほうで町内長さん方あたりが必要な整備あたりにつきましては、校区として、まとめて出されているということでございますが、今回から部門ごとということで、下に書いております7つの部門に分けましてですね、記載していただきたいということでございます。

それから、優先順位の記載ということで、これまで、なかなか校区の中でですね、町内のことの優先をつけるのは難しいということで、つけられてない場合、また、町内単位だけの優先順位をつけられて出しておられましたが、可能な限り校区単位でですね、部門ごとに優先順位をつけていただければということで、これは強制ではございません。

続きまして、提出前後における市の対応ということで、現在、要望書の提出前に、町内でまとめられた、校区でまとめられた事業につきまして、出張所があるところは出張所長、または支所の担当あたりが事前に現場の確認あたりをしておりまして、それを事業担当課のほうにつなぎまして、詳しい地元との協議あたりをしてるところもございます。

これにつきましても、基本的には、変更はございません。ですが、8月末の提出ということでございますので、事業担当課のほうですね、そこまではできませんので、提出後におき

まして、事業担当課のほうで地元と協議をして、その事業の可能性あたりを協議するという  
ことでございます。

最後に、行政からの回答ということで、これ  
までは、回答書としての回答はしていませんで  
した。ただし、担当課あたりがですね、個別に  
回答しておるところもございます。

これから今年度からは、12月末までに担当  
課としてのコメントを市民活動支援課を通じま  
して地域に回答させていただくと。

以上が変更点でございます。

なお、この地域制度要望につきましては、昨  
年末に、校区長さん方につきましては、その趣  
旨を御説明しておりまして、その後、随時、校  
区に、校区ごとにですね、町内長さん方に説明  
をしております。

また、職員のほうにもですね、本庁及び支所  
の担当課、特に、建設事務所、農林水産事務所  
あたり担当する部署につきましては、取り扱い  
の説明をしておりますところではございますけ  
れども、個別にですね、皆様方の問い合わせ  
に、ちょっと誤ったことを言っているところもご  
ざいますので、再度、ここにつきましては、職  
員への周知を徹底したいと考えております。

以上でございます。

**○委員長（亀田英雄君）** はい、ありがとうご  
ざいました。

以上、説明が終わりました。何か、御質問、  
御意見ありませんか。

**○委員（鈴木田幸一君）** はい。（「あ、どう  
ぞ」と呼ぶ者あり）

**○委員長（亀田英雄君）** はい、鈴木田委員。

**○委員（鈴木田幸一君）** よかですか。済みま  
せん。行政からの回答ってことで、回答を出す  
ってということで、今度非常にありがたい話が出  
ておりますけれどもですね、実は、地域要望と  
いうのはですね、今の様子見てみれば、各区か  
ら市のほうに、支所とかな、市のほうに出し

て、それを練り上げて、3分の1以下になし  
て、そして上げていく、支所から上がってくる  
もんだから、支所から本庁に上がった段階で  
は、もうその数っていうのは、ほんに少なくなっ  
てしまっているのが現状なんですよ。

そうすると、これについて回答を出すという  
のは、その支所から上がってきた分についての  
回答でしょう。ずっと、3分の2以上が回答を  
もらえぬとですよ。今の段階でいう、結局、  
予算がないからっていうのが大きなできない部  
分の回答になるわけなんですけれども、そうい  
った単調な回答であっても、やっぱり回答とし  
て扱おうということになるわけですか。さっき  
言ったごつ、まだ本庁に上がってない要求もあ  
るわけなんですよ。それについては、どやんふ  
うに考えとなくとですか。（「そら、ケースバ  
イケースたいな」「各校区で違うけんですね」  
と呼ぶ者あり）

**○委員長（亀田英雄君）** はい、辻本課長。

**○市民活動支援課長兼消費生活センター所長  
（辻本土誠君）** はい。基本的にですね、8月  
末、当然、今までは各支所あたりと事業を練っ  
たところで、でき上がったところで要望書とい  
うのは出しておられたので、精査されて出され  
ていたと思いますが、8月末の段階では、なか  
なかそれが難しいというところがございます。

ですので、基本的には、生のですよね、地元の  
声を要望書としていただいて、それから、協議  
すると。事業担当課のほうで、そのための期間  
をいただいとるということでございますので。

**○委員長（亀田英雄君）** 鈴木田委員。

**○委員（鈴木田幸一君）** それはちょっと可能  
ですか。そげん職員は忙しくなかつですか。相  
当上がってきとつとですよ。

**○市民協働部長（坂本正治君）** よかですか。

**○委員長（亀田英雄君）** 坂本部長。

**○市民協働部長（坂本正治君）** 今までと同じ  
ようにですね、支所で、例えば、支所があると

ころ、出張所があるところについて、例えば、校区会があるところ、そういうところは、そこでやっぱり、今までのように……。〈委員鈴木田幸一君「全体集まってもらってからということですか」と呼ぶ〉そうです。協議でもんで、そのもむ中でですね、やりとりは当然出てくると思いますけども、口頭で返す分も、その段階で出てくると思いますけども、基本的に、回答を返すというのは、要望書として上がってきた分については、回答文書として返そうという、基本的に考えてますので。例えば、今、いっぱい上がってきた中で、10上がってきた中で5つしか要望書出てこなくて、あと5つはどうするのかっていう話ですけども、これは、担当課の中で口頭で返すなり、文書で出すかは別として、協議はさせていただきますけども、回答としては、正式に上がってきたその5つについて正式にお返しをする、そういう作業をやりたい。

ただ、ほかの部分についてはですね、当然、回答できる分については回答をやると。担当課として、今までと同じような形でですね。

○委員（鈴木田幸一君） 何で、あつ、いいですか。

○委員長（亀田英雄君） 鈴木田委員。（市民協働部長坂本正治君「今まで返してたと思うんですけどもですね」と呼ぶ）

○委員（鈴木田幸一君） いやいや、返ってなかですよ。全然なかですよ。

○委員長（亀田英雄君） ですか。違うとでしょう。

○委員（鈴木田幸一君） ああ、違うとでしょうね。多分システムが違うと思うとばってん。例えば、鏡町だったですけど、鏡町から要望上ぐっでしょう。鏡町ですね、区のほうから要望上ぐっでしょう。10カ所要望しとつとですよ。それ、2カ所なんですよ。（市民協働部長坂本正治君「実際上がってくるのはですかね」

と呼ぶ）実際、持って上がって、了解とつて。すと、あとの8カ所については何も連絡ないまま済んどっちゃうとが現状なんです。それでもお金がないからっちゃうことで、それぞれの区長さんたちは、市政協力員の方は了解しておるといってが現状なんですよ。

それに対して、10カ所全部に回答すつとだろうかって、今、ちょっと疑問だったもんだから。

○市民協働部長（坂本正治君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 坂本部長。

○市民協働部長（坂本正治君） その点はですね、恐らく支所ともう少し打ち合わせ、それぞれやり方がどうも違うみたいでありますので、支所とその辺はちょっと打ち合わせをさせていただきたいと思います。どういう返し方をするかについてはですね、十分打ち合わせさせていただきたいと思います。（委員鈴木田幸一君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 済みません。この制度についてということで、周知のほうはどやんしとんなつとかなつてというような話で思うとつたら御説明されたんですけれども。昨年末に校区長にまず説明された。その後に順次市政協力員さんですかね、も説明されたと。その後、職員へももう説明してますよというような話だったんですけれども。

これ、その説明の中でですよ、今回、こうやってから報告してもらったということは、これはもう成案だろうというふうに思うとですけれども、成案ばつくる上で、説明会を行う中で、いろんな質問をしたときに、いろんなことがですね、要望じゃなかばってん、意見等があったと思うとですけれども、そこら辺のどこ、何かあれば、ちょっと聞かせてもらいたいんですけ

ど。で、そやんとこ、どやんとこば変更したっ  
てすよというのがあれば教えてもらいたいん  
ですけど。

○委員長（亀田英雄君） 辻本課長。

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長  
（辻本土誠君） はい。この検討、昨年からで  
すね、庁内の各部署の担当者あたりで検討会議  
をしましてこの素案を作成いたしました。それ  
をもとに、各部長さん方、最後は市長まで説明  
しておりますが、まずは回答の部分ですね。回  
答部分でどういう——なかなかその回答は、は  
っきりした回答ができないんじゃないかという  
危惧はありました。

ですが、12月末の段階で、ある程度回答で  
きる部分でということで了解を得ております。  
基本的には、その素案の部分と変更になったこ  
とというのは、ほとんどございせんけれど  
も。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。ちゅうことは、  
説明ばいろいろなところで各段階ごとにされて  
きたっですけれども、意見等はなかったちゅう  
ことでよかですか。こっで、問題なしですよ  
ってというようなことでよかったっですか、皆さ  
ん。

○委員長（亀田英雄君） 上意下達たい。

はい、辻本課長。

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長  
（辻本土誠君） はい。いえ、地域の中では、  
そうですね、なかなか、地域協議会をつくら  
れたところにつきましては、地域協議会のメンバ  
ーでそれを練るっていうのは、いきなりは難し  
いだろうというところでの意見はございました。

○委員長（亀田英雄君） 反応ちゅう話だろ  
う。

○委員（野崎伸也君） うん。これに対しての  
反応ちゅう話です。（「反応」と呼ぶ者あり）

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長  
（辻本土誠君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、辻本課長。

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長  
（辻本土誠君） 地元の反応ということでござ  
いましょうか。職員の反応ということでしょう  
か。（委員野崎伸也君「両方」と呼ぶ）

両方ですね、はい。地元としましては、——  
はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、辻本課長。

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長  
（辻本土誠君） 地元といたしましては、先ほ  
ど申し上げましたように、提出する際の です  
ね、地域協議会としての出す場合のときの危惧  
ということです。すべての意見を取りまとめて  
出さぬばんとだろうかというところで、会長さ  
んにはかなり負担が出るんじゃないかというこ  
ろの危惧はございました。

職員につきましては、8月末と、地元にし  
ましてもですけれども、8月末というのがちょ  
と早いんじゃないかというところではありまし  
たけれども、実際、事業課、特に建設あたりは  
ですね、実際出てきたところを精査する時間が必要  
だというところで、まずは早目に出していた  
だいて、そこから検討して回答を出そうという  
ところで、皆さん、了解は得ておるところで  
ございます。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ、野崎  
委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

一番心配しとつとがですよ、提出期間ちゅう  
とが、多分、かなりばらばらだったというふう  
な説明もあったけんが、そこが一番、私は心配  
しとつたっですよ。いきなり、8月末までと、  
括弧して、期限が超えても受け付けるって書い  
てあるばってんが、そこまで間に合わせぬばん  
てなれば、各地域ごとに、今まで各、いつ、そ

やんとば集めようかって、まとめようかっていうのが、多分、てんでばらばらだったのが、今度は一本化せぬばんちゅう話になるもんですけん、そこら辺のところで、ちょっと地域の方々から、何か文句の出たっじゃなかろうかなっていうとは1つ心配しとったつですよ。

ただ、今、聞いた中じゃ、これが成案で、おむね皆さんに理解いただいたという話だったんで安心はしたとこですけれども、1つ、何でこれ、聞いたかっていうと、これ、ねらいということで、住民自治によるまちづくり推進っていうのが書いてあつとですけれども、これ、市役所がこればつくって、こればしなっせって、これであつていう話じゃ、多分、住民自治もですね、同じで、小菌さんも言いなつたばってん、従うという話じゃあかぬだろうというようなことですね、思うとったつですよ。

で、やっぱり、そういったいろんな説明の中で意見を取り入れて、成案をつくって、理解していただくというようなことがないと、これはもう、ただ絵にかいたもちになってしまうもんですけんが、そういうとこをちょっと心配したもんですけんが。

今後、また、いろいろと、いろんな意見がまた、これば実施するに当たってですね、出てくつとと思うとですけど、そやんとには柔軟に対応していただければなというふうに思います。

で、もういっちょ。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 済みません。

様式ばつけてもらつとつとですけど、これが提出の用紙かなというふうに思うとですけども、特記事項のとは何ば書かぬばんとかなというのが1つあつたつですよ。

で、一番最後のページ、あつとですけども、ここも多分、各校区で書かぬばんとかなと思うとですけど。自治会名とかですね、あと、備考欄とかというのを、かなり記入せぬばん部

分があるにもかかわらず、狭過ぎて書けぬとですたいね、これ、实际的に。そやんとこはどやんなつとつとつかなと思つて。

○委員長（亀田英雄君） 辻本課長。

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長（辻本土誠君） はい。様式の件でございますが、まず、様式3ですね、要望書の頭の部分でございますが、特記事項についてと。特に、この校区として、地域として、要望したい部分というのをここに記載していただく。例えば、代表者としての意見といいますか、校区をまとめた意見というところで、要望を文字として…。

○委員長（亀田英雄君） 箇条書きぐらいでね。

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長（辻本土誠君） はい。記載していただく箇所ということでございます。これも、このとおりということじゃなくて、それは、地域に合わせたところで作成をしていただくと。特に、代表者の氏名あたりも1段しかありませんが、連名される場合は、その下に書いていただくとかですね、それは臨機応変にさせていただきたいと思ひます。

それから、様式4の部分、これについては、便宜上、今回はこのサイズにしておりますけれども、実際は、A3サイズの広さでしております、これをデータ化しております。これを全て地域の方にといいことではございません。今までどおり、支所長、またはその支所の担当課あたりも支援しながらですね、記載につきましては、助言、支援してまいりますので、そこにつきましては、フォローしていきたいと思ひます。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。

野崎議員の質問とも、鈴木田さんともちょっと関連しとるようなところはあつとですけども、ある程度理解はしました。ただ、反応が、この成案まで来るまでに、反応がなかったというのは、実は、私の聞いてるところでは、いろんな反応が実は出ておりまして。何ですかね、この成案の前の説明用の、今さっき野崎議員が言うた、町内長さんからいろいろと職員さんたちに説明しとんなる部分の地域要望制度の確立っていう文書を含めて説明をして回つとんなつてすよね。

そのときのですね、——これ、実際の問題ですよ、実際、受け取り側の町内長さんたちからすると、もう上意下達的に、もう決まったつばいっていうとり方の中で、その野崎議員が心配しとった8月末までっていうならばとかっていうとはですね、八千把辺でも出とるけん、多分、いろんな校区でも、水面下の中では、本庁には聞こえてなか部分で確認がとれとらぬというとはわかります。

ただ、その出張所単位では、いろんなこう、8月末でというならば、今までとやり方違うぞとか、すとですね、緊急、緊急の場合も、もう8月末で打ち切って、ルールば一定化させてあるけんが、だめばいとかですね。あと、こっちの文書で行けば、全部、部長さん、部長さん出てくつとですよ。で、所管部長の決裁をとるとか、あと、事業担当課にて部長決裁を行うとかで、これは市長さんには、なら会いに行かれぬとだろうかっていうような話で、市長にはもう会えぬとですたいとかですね。

だけん、今度、我々に話が届くときには、ほんならもう、極端な話ですね、もう市長がやっぱりこう全校区対応すつとがなかなかスケジュール上あって、もう部長さんに権限移譲させたっだろうかというような受け取り方になってしまったり、あとは、大体、秘書課に、市長に会

いに行くときには段取りしてもらふ部分で、これはもう住民自治っていう美辞麗句もあるけん、もう秘書課がせからしなってから、住民自治と抱き合わせてから、ぶんやらしたっじゃなからうとかですね。いろんな話がこう、実際出とる現状があつとですよ。

だけん、ちょっと確認の意味で、部長さんたちに権限移譲されたのかっていう部分と、緊急時の場合は対応しなつてすかね、そこ2点、ちょっと教えてください。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 坂本部長。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。今回のこの制度については、先ほども言ったようにです、今までのやり方を少し整理をしようじゃないかということで、もともと始めたことなんですけども。先ほどおっしゃったように、担当部長に権限をおろしたんじゃないかということは一切やってませんのでですね。それぞれ回答を返すときに、担当の部長は、その回答についてはしっかり責任を持ってですね、部として返そうじゃないかということでの部長まで決裁をとっていただきたいということで、今、お話をしてる段階です。

それから、今回のこの制度についてもですね、まだ試行的な形でやっていて、我々としても、住民の皆さん方とやり取りの中でですね、当然、この仕組みとしては、変えるところも出てくると思います。

例えば、今、おっしゃったように、時期の問題とかですね、それから、回答の問題とか、いろいろ問題あります。特に、回答についてはですね、我々の行政の側からすれば、回答を返さなければいけないっちゅうことに対して、かなりいろいろ御意見をいただきました。けども、やっぱり住民からもらった意見についてはですね、質問については、当然返そうじゃないかということで、それはもう、できる、できな

いは別としてもですね、今の段階でどこまで来てるのか、どういう考え方で、部として、課としているのかということは当然返すべきではないかということで、返そうじゃないかということで、今、回答を返すということにしてたんですけども。かなり、いろいろ問題もですね、今出ておりますので、当然、これは、じっくりいろいろ意見をいただいてですね、仕組みとして、もし、変更する部分についてはですね、当然、皆さん方、一番動きやすいような形で、この仕組みの改正については再度検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○委員（成松由紀夫君） このこっちの成案のほうで見て、そして、先ほどのもう説明どおりというふうに受け取ればですね、様式と窓口と締め切り時期を全校区一本化して、より充実させて、そこが変わっただけですと。あとは従来どおりよかったですよみたいな部分もあるし、緊急の場合はオーケーだということも書いてあるしですね。

で、鈴木田議員が言われた、うちには回答のありよらぬだったっていう部分も、逆に言うと回答もしていきますよと、同じ様式で行って。ということだろうけれど、逆に言うと、地域要望が物すごく前に前進したなっていう、きょうの説明ば聞けばですね、そういうふうに受け取ってですよ、ああ、頑張っとなつぱいなっていう話なんで、もうぜひ頑張っていたきたいというのが1点。

それと、出張所長さんたちとか、校区の人たちにかかわらす人たちが、私の見解ではですね、理解が深まってない。だけん、そういう町内長さんたちが不安がらしたり、もう、もう要望はでけぬごったったかいとか、いろんな話が出とるもんですから、そこは、しっかり、一

番窓口になられる職員さん方に、——これによかと思います。これ見れば、もう一目瞭然ですもん。大変、変更前と変更後でわかりやすかけんで、で、従来どおりの文言も入っとるし、緊急の場合もあるし、市長との面談もありますよっていうように、わかりやすいやつなんで、これをもう一回、市民の皆さんと直接交渉される職員さん方にも周知ば徹底していただいて、もう不安がないように。逆に、せっかくよかこつして、より一步前に進んで行ってるやつですけんでですね、だけん、ぜひ誤解のないように頑張っていたきたいと思いますし、また、こういう部分があったら、総務委員会に事前に1回説明しときなっと、また、我々も対応の仕方が違ってくるけんですね。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 要望よかですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 要望とかっていう話じゃなかったらうばってんでですね。

○委員長（亀田英雄君） よかですよ、何でも。

○委員（野崎伸也君） 非常に、やっぱ回答は返すっていうとにですね、今度、特化してからですね、一生懸命頑張られたとがですね、私、非常に評価できるところかなというふうに思うとですよ。で、せっかく、こやんよかあればですね、しなったとであればですよ、逆にもう少し進んで、こういった、——多分、今、校区の要望書とか見れないですよ、多分。見れますか、誰でも。見れないですよ。だけん、そやんところば、どやんかして見せるような対応。何でそればせぬばんとかっていうとは、よその校区のやつがこやんとの上がってきとうばってん、回答でこやんだったよって。じゃ、うちも同じかとのあるばってんが、これば出したっち

や、こやん回答だよねっていうのば見てもらえば、また違った意味で、ほかの校区も出るっと思うとですよ。だけん、誰でも目が届くようなところに置いていただくとか、ホームページとかでもですね、出していただければ、こういったものの透明性っていうか、それがかなりよくなってくると思うとですよ。で、負担の軽減にもなってさね、やっぱ、そういうところでは。よければ、そやんとこまで、もういっちょ、もう一步先まで考えてからですたい、やっていたければなというふうに思いますし、私たちも、これ、きょう聞いたんで、これをもとに、この成果ということで、聞かれたときは説明をしたいというふうに思います、はい。

○委員長（亀田英雄君） はい。よろしく願いしときますね。

ほかにありませんか。

○委員（小藺純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ、小藺委員。

○委員（小藺純一君） 制度を変えるというときには、財源はどうされるんでしょうかね。今までとおんなじように、予算はそのまま、制度だけ変えて、その枠の中にはまり切らぬばせぬというごた形でしか捉えぬとんでしょうかね。どうなんですか。あなたたちが受け付けますよと言ったら、例えばですね、商工会議所からの要望とか何とかというのと、地域の要望というのは、例えば、アーケード街の要望とか、いっぱい出てくると思うんですよ。そういうのは、この制度じゃなくて、別途にやるんでしょうかね。

ですから、予算制度が、この8月末までというのは、大体、国なんかもそうですけども、概算要求が8月の末ですね。で、締め切り。そうすると、その後、考えて、12月の末には、来年度予算の内示をやる。ということは、そこに予算があって、それから、それで認められなかったのを復活財源を運用する。

だから、それからすると、やっぱり、財源が私は、ある程度、このために隠し財産でもよかばってん、残して、皆さんの要望に沿う、各区、校区の要望にはできるだけ沿うように努力をするっていうことが出てこない、校区も全然こう、書式が変わったばかりで何の役にも立たぬって、出すばってん、いっちょん決めてやらっさぬ。そのようなことで、全然、せつかくのことが大したことなくなるんじゃないかなと思いますが、どうですか、そのあたりは。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、坂本部長。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。今おっしゃるようになりますね、確かに、一番我々も予算、財源の確保というのが一番問題だったんですけども、究極的にはですね、そういう地域要望制度というのは、今想定してるのはですね、地域というのは、校区って言われた、今現在つくっている地域協議会も含めてですけども、総社教とか、そういうのは校区に組織がありますけども、校区の総意としてですね、上がるのを、この地域要望制度というふうに理解しています。

ですから、そういう団体から上がる分については、従来どおり、それぞれ上げていただくという、秘書課を通じてですね、上げていただくような形になると思いますけども、先ほど言った予算についてはですね、究極としては、そういう予算をもし確保できれば、我々としても一番うれしいんですけども、当面は、今のそれぞれの担当課の予算の中で、できる分については予算化していく。できない分についても予算要求についてはですね、やっていきたいと思いますが、なかなか、この制度に応じた予算を確保するっていうのは、今の段階ではですね、できておりませんので、予算については、従来の枠の中でやりくりをして確保していくという形にならざるを得ないんじゃないかなと思って

ます。

ただ、要望としてはですね、我々もこういう制度をつくる以上は、そういう予算の裏づけができるような形で要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい、小菌委員。

○委員（小菌純一君） 役人は、お互いのすみ分けがあるんですよ。だから、あなたたちが農業関係の予算、これは土地改良関係、これは道路改修何とか、河川改修、いろんな予算、市の予算があるとしたら、そこに張りつけたもの、これはこぎゃん要望がここから出とるけん、こっだけはつけてやってくださいよということを言うたとしても、逆に言うと、自分たちが直接今度は受けぬから、そこにですね、迫真力というか、あれがなかわけですね。

なぜかという、そちらに書類出しとけば、各課に回る、各部に回るということ。じゃ、おたくに出しても、しゃんもつでん、地域が欲しい、その部を回ったり、その課を回ったりしなきゃいかぬことだったら、おたくに出す意味は全く何もない。そういう意味なんですよ。

だから、おたくで、そういうことへの切迫感のあるですね、陳情を受けたら、それだけのことの返しをするというのは、各役所ですね、横の連携がよっぽどうまくいかないと、その仕事はうまくいかない、私はそう見てます。

頑張ってください。せっかくまちづくりをされるんだから、思うとおりにまちをつくってくださいよ。

○委員長（亀田英雄君） 坂本部長。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。今おっしゃったようにですね、本来であれば、一括したが一番いいんですけども、今回についてはですね、それぞれの担当課のほうで答えを出していただく、予算もそれぞれの担当課で検討していただくというスタイルです。

ですから、本来であれば、今おっしゃったように、うちの総枠でそういう予算を設けて、そこからそれぞれというのが一番理想かもしれませんが、今おっしゃったような形で、それはまず今の中でできませんのでですね、それぞれの担当課で答えを返していただくのを、うちのほうでその答えを出すのを取りまとめをして、責任を持って、それぞれ出されたところへお返しをする。その役割を我々が果たそうと、今考えているところです。

ですから、答えをですね、我々が答えるんじゃないくて、答えはそれぞれの担当課からお尋ねをして、我々がまとめてお返しをする、その作業を我々がやりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○委員（小菌純一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、小菌委員。

○委員（小菌純一君） あなたたちの仕事がふえただけじゃないですか。（「そうなんですよ」と呼ぶ者あり）（笑声）

何でそんなことするの。ばかじゃないの。

○委員長（亀田英雄君） そげん言うやならぬ。

○委員（小菌純一君） それは、建設部でもやらせときなさいよ。やって、建設部に話をしときましてって言って、それできちんと、例えば、10項目なら10項目、出てきた10項目をちゃんと担当部署に張りつけましたよと、後は、そちらから返事が来ますといったほうがあんなちはどやしこ楽な。あたたちは怒られっばかりおらんばんわい。あやっどんに出すけん、決まらぬとたいって言われるっばい。何考えとっただろうか。まあ、よかたい。しない。もうよか。もう言わぬ。（笑声）

○委員長（亀田英雄君） はい。もうよかですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ないようでしたら、

以上で地域要望制度についてを終了いたしますが、いろんな意見があるのも事実ですので、真摯に受け取っていただいてですね、改善点については御検討いただければというふうに思います。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（亀田英雄君）** 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。（「ありがとうございました」「頑張ってください」「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

住民サービスの向上だけなんです、汗を流してください。（「御協力お願いします」と呼ぶ者あり）

**○委員長（亀田英雄君）** 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件及び請願1件、陳情3件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（亀田英雄君）** はい、御異議なしと認め、そのように決しました。

長時間お疲れさまでした。

以上で本日の委員会の日程はすべて終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会します。

（午後4時05分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成24年6月21日

総務委員会

委員長